

(平成21年8月12日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認神奈川地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	45 件
国民年金関係	26 件
厚生年金関係	19 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	43 件
国民年金関係	10 件
厚生年金関係	33 件

第1 委員会の結論

申立人の昭和40年9月から41年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和20年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和40年9月から41年3月まで

私は、昭和40年9月ごろ、当時勤めていた店に来た集金人に国民年金の加入を勧められ、既に参加していた同僚からも勧められたので、国民年金に参加することとした。参加後においては、その同僚と共に集金人に国民年金保険料を納めてきたにもかかわらず、申立期間の保険料が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

国民年金保険料を未納とされている期間は1回、かつ7か月と短期間である。

また、申立人の国民年金手帳交付年月日は、特殊台帳では昭和41年7月2日となっており、この時点で申立期間の国民年金保険料を納付することは可能であった。

さらに、申立人は申立期間の国民年金保険料を勤務先の同僚と共に集金人に納付したとしているところ、申立期間当時、申立人が居住していた地域では、集金人制度が存在していたことが確認できる上、集金人が国民年金の加入手続の代行や過年度保険料の収受を行っていた可能性もうかがわれるとともに、その同僚は申立期間を含め保険料を完納していることから、申立内容に特段不合理な点は認められない。

加えて、申立人は、申立期間後の国民年金保険料をすべて納付していることから、保険料の納付意欲が高かったものと認められる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和40年7月から41年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和16年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和36年7月から38年3月まで
② 昭和40年4月から同年6月まで
③ 昭和40年7月から41年3月まで

昭和36年7月ごろ、当時私が住み込みで働いていた美容院の経営者が、私の国民年金加入の手続を行い、国民年金保険料は国民健康保険保険料と共に給料から天引きされていた。

昭和40年4月から住み込みで働いていた美容院でも同様に国民年金保険料が給料から引かれていた。

結婚し転居後は私自身が保険料を納付し、転居時の加入手続以降に、さかのぼって納付したことを憶えている。

申立期間が未納及び未加入とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間③については、申立人が所持する国民年金手帳の発行日及び申立人の前後の番号の被保険者の資格取得日から推認すると、当該期間は申立人の加入手続日より前の期間にあたり、本来さかのぼって任意加入させることができない期間であることから、任意加入として未納の記載になっているのは不自然である。

また、申立人は、申立期間③直後の6か月の現年度保険料を納付しているが、本来過年度保険料を納付するための国庫金納付書で納付していることが確認でき、納付手続の処理に不自然さがみられる。これらのことから、申立人は加入時において任意加入であるにもかかわらず、過年度である申立期間③の保険料をさかのぼって納付した可能性が十分に考えられる。

2 一方、申立期間①及び②については、申立人は、申立期間①及び②の当時働いていた美容院で給料から天引きされていたと主張しているが、申立人の国民年金手帳は、現在申立人が所持する国民年金手帳の発行年月日から、昭和 41 年 6 月ごろに申立人に交付されており、申立人の主張と矛盾する。

また、国民年金手帳記号番号払出簿を調査したが、昭和 41 年 3 月以前に別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡はうかがえない。

さらに、申立人は、申立期間①当時に働いていた美容院を退職した際に、それまで美容院の経営者に預けていた国民年金手帳は返してもらわなかったとしており、国民年金手帳を所持しないまま、どのように申立期間②における国民年金加入手続を行ったのか、その状況が不明である。

加えて、申立人が、申立期間①及び②の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、給料から天引きして申立人の国民年金保険料を納付していたとする当時の経営者も死去しているなどして証言を得ることはできず、ほかに保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

3 その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和 40 年 7 月から 41 年 3 月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和48年4月から50年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和20年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和46年4月から50年3月まで

私は、昭和46年3月に会社を退職してしばらくの間、結婚や出産等で多忙であったため国民年金の加入手続は行っていなかったが、生活が落ち着いた51年3月ごろに区役所へ行って、国民年金の加入手続を行った。国民年金の保険料については、区役所の窓口の担当者から「過去にさかのぼって納付できます。」と説明されたので、申立期間の保険料を一括で納付したはずである。

申立期間の国民年金保険料が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

1 申立人は、昭和51年3月ごろ、区役所で国民年金の加入手続を行ったと主張しているところ、社会保険庁の保管している被保険者台帳管理簿によると同年3月に加入手続が行われており、申立内容と一致していることが確認できることとともに、この時点では、申立期間のうち46年4月から48年12月までの期間は時効により国民年金保険料を納付することができない期間であるが、当時は、納付を行う年度の2年前の年度当初までさかのぼって過年度保険料を収納している例が散見されることより、48年4月から同年12月までの期間の納付書が発行されたことが推測できることから、48年4月から50年3月までの保険料については、過年度納付が可能な期間であった。

また、昭和48年4月から50年3月までの期間の国民年金の保険料額については、納付済みとなっている50年4月以降の保険料月額よりも大半の期間が安価であることから、申立人が当該期間の保険料を納付しなかつ

たとするのは不自然である。

さらに、申立人は申立期間後の国民年金保険料をすべて納付している上、家業が法人化してからは厚生年金保険の適用事業所の届出を行い、夫婦と一緒に厚生年金保険に加入するなど年金に対する意識は高かったものと認められる。

- 2 一方、申立期間のうち、昭和 46 年 4 月から 48 年 3 月までの期間については、申立人が国民年金の加入手続を行った 51 年 3 月の時点では、時効により保険料を納付できない期間である。

また、当該加入手続を行った昭和 51 年 3 月は特例納付実施期間内でないことから、46 年 4 月から 48 年 3 月までの国民年金保険料については、特例納付制度を利用して納付することはできない。

さらに、申立人が申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

- 3 その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和 48 年 4 月から 50 年 3 月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和45年4月から46年2月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和21年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和41年11月から46年2月まで

私は、私の国民年金加入手続や国民年金保険料の納付について詳細は分からないが、結婚式を挙げた昭和46年10月に母親から、「今まで私（母親）が国民年金保険料を払ってきたけど、これからは自分（申立人）で払っていくんだよ。」と言われたことを記憶しており、申立期間の保険料が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

1 申立人の国民年金保険料を納付していたとするその母親は、国民年金制度創設当初から国民年金に加入し、保険料をすべて納付していることから国民年金に対する納付意識は高かったものと認められる。

また、申立人と連番で国民年金手帳記号番号が払い出され、かつ、その母親が納付していたとする、申立人の弟妹の国民年金保険料は、昭和45年4月から46年2月までの期間について、さかのぼって納付されていることが確認できることから、当該期間について申立人のみ未納となっているのは不自然である。

2 一方、申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和46年7月6日に払い出されていることから、過年度納付及び第2回特例納付により申立期間の保険料を納付することが可能であるが、申立人と連番で払い出されている申立人の弟妹の保険料は、45年3月以前の分は納付されていないことから、申立人も45年3月以前の保険料は、納付がされなかったと考えられ、申立期間当初にさかのぼって保険料を納付した形跡もうかがえない。

また、申立人が申立期間のうち昭和 41 年 11 月から 45 年 3 月までの国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに同期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

- 3 その他事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和 45 年 4 月から 46 年 2 月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

神奈川県国民年金 事案 2354

第1 委員会の結論

申立人の昭和52年1月から同年3月までの国民年金保険料については、付加保険料を含めて納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和22年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和52年1月から同年3月まで

私は、昭和49年4月に母親に勧められ国民年金加入の手続きを行い、併せて将来少しでも多くの年金をもらえたらと思い、付加年金にも加入した。

その後、数回住所が変わっているが、その都度住所変更の手続きを行い、付加保険料を含めた国民年金保険料を納付してきた。

申立期間について、付加保険料を含めて未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間は3か月と短期間であり、申立期間の前後の期間の国民年金保険料は付加保険料を含めて納付済みであるとともに、その前後を通じて申立人の住所や申立人の夫の仕事に変更がなく、申立人の生活状況に大きな変化は認められないことから、途中の申立期間が未納とされているのは不自然である。

また、申立人は、国民年金加入期間について申立期間を除いて未納が無く、国民年金に任意加入した上で、付加年金にも加入するなど、国民年金に対する意識は高かったものと認められる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を付加保険料を含めて納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 44 年 4 月から 45 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 23 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 44 年 4 月から 45 年 3 月まで

私は、20 歳の時に母親に国民年金への加入を勧められ自分で町役場へ行き加入手続を行った。国民年金保険料については、母親が両親と私の三人分を、未納がないように一緒に集金人に納付していたにもかかわらず申立期間の保険料が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間は 1 回、かつ 12 か月と短期間であるとともに、申立期間後の国民年金加入期間については、国民年金保険料はすべて納付済み又は免除となっており、未納期間は存在しない。

また、申立期間当時、申立期間の前後の期間の国民年金保険料は納付済みとされていたことが確認できるとともに、その前後を通じて申立人の住所やその両親の仕事に変更はなく、生活状況に大きな変化は認められないことから、途中の申立期間のみが未納とされているのは不自然である。

さらに、申立期間当時、一緒に国民年金保険料を納付していたとする申立人の両親については、申立期間の国民年金保険料はすべて納付済みであるとともに、その父親は、「当時、妻から息子（申立人）の保険料について、自分達のと一緒に集金人に納付していると聞いていた。」旨証言している。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和52年10月から55年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和23年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和43年3月から46年3月まで
② 昭和52年10月から55年3月まで

私は、20歳前から父親が経営する会社で働いており、具体的な時期は分からないが、その会社の経理をしていた母親が私の国民年金の加入手続を行った。国民年金保険料については、加入手続後に未納期間の保険料の納付書が送られてきたので、母親がまとめて近くの郵便局で納付したはずであり、申立期間の保険料が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間②について、申立人は、申立人の母親が申立人の国民年金の加入手続後に送られてきた納付書で国民年金保険料をまとめて近くの郵便局で納付したと主張しているところ、申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和55年3月に払い出されていることが確認でき、その時点では、申立期間②のうち、52年10月から同年12月までの期間は時効により保険料を納付することができない期間であるが、当時は、納付を過年度の2年度前の年度当初までさかのぼって過年度保険料を収納している例が散見されることから、申立期間②のすべての期間について納付書が発行され、郵便局で納付したとする主張に特段不合理な点は認められない。

また、申立人は、申立期間後の国民年金保険料をすべて納付している上、申立期間当時、申立人と同居し、申立人の保険料を納付していたとする申立人の母親は国民年金加入期間の保険料を完納している。

さらに、申立人の母親は、「当時、息子(申立人)の保険料について、納付書が送られてきたので郵便局で納付した。」旨証言している。

2 一方、申立期間①について、申立人は、申立人の母親が申立人の国民年金の加入手続を行い、国民年金保険料を納付していたと主張しているところ、申立人は、国民年金の加入手続及び保険料の納付に直接関与しておらず、申立人の国民年金の加入手続や保険料を納付していたとする申立人の母親は、加入手続の状況や保険料の納付時期、納付金額等の記憶が不明確であることから、保険料の納付状況が不明である。

また、申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和 55 年 3 月に払い出されており、その時点では、第 3 回特例納付により申立期間①の国民年金保険料を納付することが可能であるが、申立人は特例納付の主張はしておらず、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる形跡も見当たらない。

さらに、申立人が申立期間①の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)が無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

3 その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和 52 年 10 月から 55 年 3 月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 43 年 1 月から 49 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 23 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 43 年 1 月から 49 年 3 月まで

私は、昭和 45 年 1 月ごろに、会社の顧問税理士事務所の職員から、「今から国民年金に加入すれば、時効ぎりぎりでも 20 歳になった月から納付できますよ。」と教えられたことから、私の父親が市役所で私の国民年金の加入手続を行った。私が 20 歳までの過年度分の国民年金保険料については、父親が市役所で交付された納付書を使用して金融機関で納付し、その後の保険料についても父親が両親、兄及び私の合わせて 4 人分を市役所の支所で未納がないように納付していたはずであり、私を除く 3 人分の申立期間の保険料は納付済みとなっているにもかかわらず、私のみ申立期間の保険料が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和 45 年 1 月ごろに顧問税理士事務所の職員から国民年金保険料納付の時効について説明を受けたことから、父親が申立人の国民年金の加入手続を行い、市役所や金融機関で保険料を納付した経緯を具体的かつ鮮明に記憶している上、申立人が記憶している加入手続後に受け取った国民年金手帳の表紙の色が、当時交付されていた国民年金手帳の色と一致していることが確認できることから、申立人の主張は信憑性^{びよう}が高いものと考えられ、申立内容全体を通じて不自然さは認められない。

また、申立人は、父親が申立期間の国民年金保険料を市役所や金融機関で納付したと主張しているところ、当時、市役所で現年度保険料を納付することが可能であり、過年度保険料についても市役所で交付された納付書を使用して金融機関で納付することが可能であったことが確認できることから、申

立内容に特段不合理的な点は認められない。

さらに、申立人は、申立期間後の国民年金保険料をすべて納付している上、申立期間当時、申立人と同居し、申立人の保険料と一緒に保険料を納付していたとする両親及び兄の保険料は納付済みとなっていることが確認できることから、申立人のみ保険料が未納とされているのは不自然である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和46年1月から47年3月までの期間及び同年7月から49年4月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和19年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和46年1月から47年3月まで
② 昭和47年7月から49年4月まで

私の国民年金の加入手続は、母親が昭和40年4月ごろ行い、同年4月から記録上納付済みとなっている45年12月までの私の国民年金保険料は、その母親が納付した。

そのことを知らずに、私は妻と昭和43年10月に区役所で夫婦二人分の国民年金の加入手続を行い、妻が同年10月から44年3月までの期間の国民年金保険料を同年10月に過年度納付したが、同期間の保険料が二重納付となったため、47年ごろに集金人に相談して申立期間①の一部である46年1月から同年3月まで及び記録上納付済みとなっている47年4月から同年6月までの各期間の保険料として充当した。

申立期間①のうち昭和46年4月以降の期間及び申立期間②の国民年金保険料は、妻が3か月ごとに夫婦二人分を集金人に納付し、その際に領収書を受け取った。

申立期間の国民年金保険料が未納とされていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間①のうち昭和46年4月以降の期間及び申立期間②の国民年金保険料を、申立人の妻が3か月ごとに夫婦二人分を集金人に納付し、その際に領収書を受け取ったと主張しているところ、申立人の妻の当該期間の保険料が納付済みとなっている上、同年4月以降、申立人が居住していた市では、申立人が主張するとおり、領収書方式による保険料の集金人制度が存在し、かつ、保険料の納付周期が3か月単位であったことが確認できるこ

とから、申立内容は基本的に信用できる。

また、①申立人の特殊台帳及び被保険者名簿の昭和 40 年度の国民年金保険料の納付記録欄に、収納可能年度を超えた昭和 45 年 3 月の日付印が押印されていること、②申立人及びその妻は、43 年 10 月から 44 年 3 月までの期間の保険料を過年度納付していることが、特殊台帳及び申立人とその妻が保有する領収書から確認できるが、特殊台帳に過年度納付書が発行された形跡がない上、申立人の妻の社会保険庁のオンライン記録では、同期間の保険料が現年度納付とされていること、③申立人は、49 年 5 月から 57 年 11 月までの期間、厚生年金保険に加入していたにもかかわらず、51、53、54 及び 56 の各年度について、特殊台帳に過年度納付書が発行されていた形跡がみられることから、行政側の記録管理が適切に行われていなかった可能性がある。

さらに、申立人は、二重納付となった昭和 43 年 10 月から 44 年 3 月までの期間の国民年金保険料が、47 年 4 月から同年 6 月までの期間の保険料として充当されたことが特殊台帳により推認できるが、制度上、保険料は先に経過した月の分から順次充当することとなっていることから、同期間の保険料が充当された当時、申立期間①の保険料が納付済みとなっていた可能性がある。

加えて、申立人の妻は、申立人の母親が、申立人の国民年金保険料を昭和 45 年 12 月まで納付したと考えていることについて、「記録上、45 年 12 月までが納付済みとなっているからそう思っただけである。」と述べていることから、申立人の母親が、申立人の保険料を昭和 45 年度の終期である 46 年 3 月まで納付していたとしても、特段不合理な点は認められない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和57年10月から59年3月までの期間、同年9月及び平成3年7月から4年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和21年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和57年10月から59年3月まで
② 昭和59年9月
③ 平成3年7月から4年3月まで

私は、私の元夫が会社を退職し自営業を始めた後の昭和57年又は58年ごろ、区役所で国民年金の加入手続を行った。その際に、窓口でさかのぼって国民年金保険料を納付することができると言われ、手書きの納付書を渡されたので、同区役所内の銀行の窓口で保険料を納付した。その後、3か月ごとに自宅の近くにある銀行で、納付書により夫婦二人分の保険料を納付していた。私は、送付された納付書については、保険料をすべて納付していたにもかかわらず、理由も分からずに保険料の充当や還付の手続を何度も受けた。私は、申立期間①から③までの保険料が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、区役所で国民年金の加入手続を行った時に、区役所内の銀行の窓口でさかのぼって国民年金保険料を納付し、その後、自宅の近くにある銀行で保険料を納付していたと主張しているところ、申立人は、運転免許を取得した昭和58年以前に加入手続を行ったことや手書きの納付書を作成してもらったことなど、国民年金の加入手続や保険料を納付した際の状況について具体的かつ鮮明に記憶している上、その当時、同区役所内に銀行が存在し、その銀行では保険料を徴収していたことが確認できることから、申立内容には信憑性が認められる。

また、申立人の国民年金手帳で、初めて被保険者となった日が昭和57年

10月1日とされている根拠は不明であるが、申立人が58年以前に加入手続を行ったとする主張と矛盾はなく、申立人の国民年金保険料の納付記録には、申立期間①から③までに近接する期間について、4回も過誤納により記録が訂正されるなど、行政側の記録管理が適切に行われていなかった可能性がある。

さらに、申立人は、申立期間①から③について、夫婦二人分の国民年金保険料を納付していたと主張しているところ、申立人の元夫の申立期間①から③までの保険料が納付済みとされている。

加えて、申立人は、国民年金に加入後、申立期間①から③を除き国民年金保険料を完納しているなど、保険料の納付意識は高かったものと認められる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和43年4月から同年7月までの期間及び50年4月から同年6月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和23年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和43年4月から同年7月まで
② 昭和46年3月から同年5月まで
③ 昭和48年2月から49年3月まで
④ 昭和50年4月から同年6月まで

私は、時期及び場所は分からないが、国民年金の加入手続を自分で行ったと思う。国民年金保険料は、私が金融機関へ行き、納付書で納付したはずである。厚生年金保険に加入していない期間は、国民年金に加入して国民年金保険料を納付していたはずであり、申立期間が未加入又は保険料が未納とされていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、申立期間①が含まれる昭和43年度は、申立期間①を除く期間は、国民年金保険料が納付済みとされており、本来、特殊台帳が保存される必要があるにもかかわらず、特殊台帳が存在しないことから、申立人の記録管理が適切に行われていなかった可能性がある。

また、申立期間①は4か月と短期間で、その前後の期間は、国民年金保険料が納付済みとされているにもかかわらず、途中の申立期間①の保険料のみ未納とされていることは不自然である。

さらに、申立期間④について、申立人は、昭和50年1月から勤務したとする会社では、同年6月まで試用期間であったとしており、その試用期間のうち、同年1月から同年3月までの期間の国民年金保険料が納付済みとされていることから、残りの申立期間④の保険料を納付したとする申立人の主張に特段不合理な点はみられない。

2 一方、申立期間②及び③について、申立人は、申立人が国民年金の加入
手続を行い、国民年金保険料を納付していたと思うと主張しているところ、
申立期間当時の加入時期や保険料額などについて、申立人の記憶は定かで
はない上、申立期間③のうち、昭和 48 年 2 月から同年 9 月までの期間を、
厚生年金保険の加入期間としても申立てを行っていることについて、申立
人は、国民年金か厚生年金保険のどちらかに必ず加入していたにもかかわらず、
保険料を納付していない期間があることが分かったため、申し立て
たと述べるなど、申立期間②及び③当時の国民年金の加入状況及び保険料
の納付状況が不明である。

また、申立人が申立期間②及び③の国民年金保険料を納付していたこと
を示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに保険料を納付し
ていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

3 その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、
昭和 43 年 4 月から同年 7 月までの期間及び 50 年 4 月から同年 6 月までの
期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和49年1月から同年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和21年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和49年1月から同年3月まで

私の妻は、私が会社を退職した昭和48年4月に、市役所の出張所で私と妻の国民年金の加入手続を行った。国民年金保険料については、私の妻が、納付書を使用して、市役所の出張所で夫婦二人分を定期的に納付していた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間は1回、かつ3か月と短期間である。

また、申立期間の前後の期間の国民年金保険料は納付済みとなっており、その前後を通じて申立人は、同一市内に居住しており仕事に変更はなく、生活状況に特段の変化は認められないことから、途中の申立期間が未納とされているのは不自然である。

さらに、特殊台帳は、同一年度内の一部の期間だけ国民年金保険料が未納となっている場合は、社会保険事務所で保存管理することとされているが、申立人の社会保険庁の納付記録では、昭和48年度について3か月の未納期間が存在しているにもかかわらず、申立人の特殊台帳は保存管理されていないことから、記録管理が適切に行われていなかった可能性がある。

加えて、申立人は、申立期間を除いて国民年金加入期間の保険料をすべて納付していることから、国民年金保険料の納付意識は高かったものと認められる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和 50 年 1 月から同年 3 月までの期間及び 52 年 12 月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 25 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 45 年 4 月から同年 7 月まで
② 昭和 50 年 1 月から同年 3 月まで
③ 昭和 52 年 12 月

私の父親は、昭和 45 年ごろ、私の国民年金の加入手続を行った。国民年金保険料については、私の父親が、私が結婚をした 52 年 12 月までは、3 か月に一度納付書を使用して集金人に納付したはずであり、申立期間の保険料を納付していないとされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①、②及び③について、申立人は、納付書を使用して集金人に国民年金保険料を納付していたと主張しているところ、申立期間当時、申立人が居住していた市では集金人による納付書方式の集金が行われていたことが確認できることから、申立内容に特段不合理な点は認められない。

2 申立期間①については、4 か月と短期間である。

また、申立期間①は、申立人が 20 歳に到達する前の期間であり、本来は国民年金保険料を納付することができない期間であるが、当該期間にかかる領収書が存在し、申立人が居住していた市の国民年金被保険者名簿においても納付済期間となっていることが確認できることから、当時における行政側の事務処理が適切に行われていなかった可能性がある。

さらに、社会保険庁のオンライン記録では保険料の還付が行われた記録を確認することはできない。

3 申立期間②については、3か月と短期間である。

また、申立期間の前後の期間の国民年金保険料は納付済みであり、その前後の期間を通じて申立人の住所や仕事に変更はなく、生活状況に大きな変化は認められないことから、途中の申立期間②が未納となっているのは不自然である。

さらに、申立期間②に近接する昭和52年4月から同年11月までの納付済期間は、当時の居住地の国民年金被保険者名簿を元に記録訂正されたものであることが確認できることから、申立期間②についても当時における行政側の記録管理が適切に行われていなかった可能性がある。

4 申立期間③については、1か月と短期間である。

また、申立期間③に隣接する昭和52年4月から同年11月までの納付済期間は、当時の居住地の国民年金被保険者名簿を元に記録訂正されたものであることが確認できることから、申立期間③についても当時における行政の記録管理が適切に行われていなかった可能性がある。

さらに、申立人は、昭和52年12月11日に国民年金に任意加入していることが確認できることから、任意加入した直後から申立期間③の保険料を納付しないとすることは不自然である。

5 その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

しかしながら、申立期間のうち、昭和45年4月から同年7月までの期間は20歳前であり、国民年金保険料が還付された記録はないものの、国民年金被保険者となり得る期間ではないことが明らかであることから、この期間の記録訂正を行うことはできない。

第1 委員会の結論

申立人の、昭和 56 年 8 月から同年 9 月までの期間、57 年 1 月から同年 3 月までの期間及び 59 年 1 月から同年 3 月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 17 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 56 年 8 月から同年 9 月まで
② 昭和 57 年 1 月から同年 3 月まで
③ 昭和 59 年 1 月から同年 3 月まで

私は、昭和 56 年 8 月、自営業を始めるために会社を辞めた。夫婦共に国民年金の加入義務が生じたことを十分に認識していたが、しばらくは加入することができなかった。経営も安定し始めた 58 年秋ごろに私の妻が区役所に行って、夫婦二人分の国民年金の加入手続を行った。その際、過去の国民年金保険料を未納にしておくことと不利益が生じること、さかのぼって保険料を納付するのであれば、妻の分から先に納付する方がよいことなどを区役所の職員から助言され、夫婦二人分の納付書を手書きで発行してもらった。

過去にさかのぼって納付しなくてはならない国民年金保険料の総額は、約 21 万円だったので、手元の 5 万円に、妻の母親から借りた 16 万円を加え、まず手書きの納付書の分を一括して銀行で納付した。加入手続後の毎月の保険料については、妻が私の分と一緒に納付していた。

過去の国民年金保険料の未納を解消するため、さかのぼって一括納付したにもかかわらず、申立期間①及び②が未納とされていること、一緒に納付した妻の保険料が納付済みになっているにもかかわらず申立期間③が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間は合計 8 か月と短期間である上、申立人は申立期間以外の国民年

金加入期間の国民年金保険料をすべて納付しており、保険料の納付意欲が高かったものと認められる。

申立期間①及び②について、申立人の国民年金手帳記号番号は昭和 58 年 9 月に夫婦連番で払い出されていたことが確認でき、この時点で申立期間①及び②の国民年金保険料については、過年度分として納付することが可能であり、申立人の妻は、区役所の職員から「夫が退職した時の分まで空白ができないように過去の分の保険料が納付できるように手書きの納付書を発行する。」と言われたことを具体的かつ鮮明に記憶しており、56 年 8 月から 58 年 3 月までの過年度分の納付書が発行されたと考えるのが自然である。

また、申立人がさかのぼって一括納付したとする過年度分の国民年金保険料の総額は、申立期間当時の実際の保険料額におおむね一致している上、納付に必要な資金については、手元の現金に加えて申立人の妻の母親から借りて手当したとしており、その内訳も具体的に記憶していることから、申立内容に特段不合理な点は認められない。

申立期間③について、申立人の妻の国民年金保険料は納付済みである上、申立人はその前後の保険料を納付しており、申立人が申立期間③の保険料を納付しなかったとするのは不自然である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の、昭和56年8月から同年9月までの期間及び57年1月から同年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和19年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : ① 昭和56年8月から同年9月まで
② 昭和57年1月から同年3月まで

私の夫は、昭和56年8月、自営業を始めるために会社を辞めた。夫婦共に国民年金の加入義務が生じたことを十分に認識していたが、しばらくは加入することができなかった。経営も安定し始めた58年秋ごろに私が区役所に行って、夫婦二人分の国民年金の加入手続を行った。その際、過去の国民年金保険料を未納にしておくことと不利益が生じること、保険料をさかのぼって納付するのであれば、私の分から先に納付する方がよいことなどを区役所の職員から助言され、夫婦二人分の納付書を手書きで発行してもらった。

過去にさかのぼって納付しなくてはならない国民年金保険料の総額は、約21万円だったので、手元の5万円に、私の母親から借りた16万円を加え、まず手書きの納付書の分を一括して銀行で納付した。

過去の国民年金保険料の未納を解消するため、さかのぼって一括納付したにもかかわらず、申立期間①及び②が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間は合計5か月と短期間である上、申立人は申立期間以外の国民年金加入期間の国民年金保険料をすべて納付しており、保険料の納付意欲が高かったことが認められる。

申立期間について、申立人の国民年金手帳記号番号は昭和58年9月に夫婦連番で払い出されていたことが確認でき、この時点で申立期間①及び②は過

年度分として納付することが可能であり、申立人は、区役所の職員から「夫が退職した時の分まで空白ができないように過去の分の保険料が納付できるように手書きの納付書を発行する。」と言われたことを具体的かつ鮮明に記憶しており、56年8月から58年3月までの過年度分の納付書が発行されたと考えるのが自然である。

また、申立人がさかのぼって一括納付したとする過年度分の国民年金保険料の総額は、申立期間当時の実際の保険料額におおむね一致している上、納付に必要な資金については、手元の現金に加えて申立人の母親から借りて手当したとしており、その内訳も具体的に記憶していることから、申立内容に特段不合理な点は認められない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和56年10月から57年3月までの期間及び58年11月から59年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和6年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和56年10月から57年3月まで
② 昭和58年11月から59年3月まで

私が会社を退職した後の昭和50年ごろに、妻が市役所の出張所で夫婦二人分の国民年金の加入手続を行った。

申立期間①については、申請により国民年金保険料が全額免除されたが、私の母親が亡くなった後の昭和62年の終わりか63年に、妻が夫婦二人分の保険料を追納した。昭和50年度の国民年金保険料についても全額免除された後、61年に追納しており、追納した領収書については、申立期間①の分と合わせて夫婦二人で4枚あった。

申立期間②の国民年金保険料についても、妻が納付した。

申立期間①の保険料が全額免除のままにされていること、及び申立期間②の保険料が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間は、合計11か月と短期間である。

申立期間①について、申立人は、昭和61年に追納した国民年金保険料とは別に領収書があったとしており、追納した保険料の金額は具体的には記憶していないが、同年に追納した金額よりかなり多く2倍から3倍だったと思うところ、62年及び63年の時点では追納が可能な期間であり、申立期間①の追納に実際必要な保険料額は、61年の追納保険料額との比較において、主張する保険料額とおおむね一致していることから、申立内容に特段不合理な点は認められない。

また、追納した時期及び追納に必要な資金について、申立人は、その母親

が昭和 62 年 4 月に他界し、相続した借地を地主に返却したことにより、地主から返還された保証金を充当したので、62 年又は 63 年に追納したことを鮮明に憶えているとしているところ、当該地主は借地の返還に伴う保証金を確かに申立人の銀行口座に振り込んだ旨を証言している。

さらに、特殊台帳及びオンライン記録と市の国民年金保険料検認記録票を比較すると、申立期間①について、特殊台帳では全額免除、市の記録では未納となっており、行政の記録に食い違いが生じている。

一方、申立期間②について、申立人の国民年金保険料を一緒に納付したとしている申立人の妻の保険料は納付済みとなっている上、申立人は厚生年金保険と国民年金の切替手続を適切に行っていることが確認できることから、申立人のみ申立期間②の保険料が未納とされていることは不自然である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和56年10月から57年3月までの期間及び59年11月から60年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和14年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和56年10月から57年3月まで
② 昭和59年11月から60年3月まで
③ 平成2年8月から同年10月まで

夫が会社を退職した後の昭和50年ごろに、私が市役所の出張所で夫婦二人分の国民年金の加入手続を行った。

申立期間①については、申請により国民年金保険料が全額免除されたが、夫の母親が亡くなった後の昭和62年の終わりか63年に、私が夫婦二人分の保険料を追納した。昭和50年度の国民年金保険料についても全額免除された後、61年に追納しており、追納した領収書については、申立期間①の分と合わせて夫婦二人で4枚あった。

申立期間②及び③の国民年金保険料についても、私が保険料を納付した。

申立期間①の保険料が全額免除のままにされていること、並びに申立期間②及び③の保険料が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、申立人は、昭和61年に追納した国民年金保険料とは別に領収書があったとしており、追納した保険料の金額は具体的には記憶していないが、同年に追納した金額よりかなり多く2倍から3倍だったと思うとしているところ、62年及び63年の時点では追納が可能な期間であり、申立期間①の追納に実際必要な保険料額は、61年の追納保険料額との比較において、主張する保険料額とおおむね一致していることから、申立内容に特段不合理な点は認められない。

また、追納した時期及び追納に必要な資金について、申立人は、その夫

の母親が昭和 62 年 4 月に他界し、相続した借地を地主に返却したことにより、地主から返還された保証金を充当したので、62 年又は 63 年に追納したことを鮮明に憶えているとしているところ、当該地主は借地の返還に伴う保証金を確かに申立人の夫の銀行口座に振り込んだ旨を証言している。

さらに、申立期間②について、申立人が国民年金保険料を一緒に納付したとしている申立人の夫は申立期間の大半が納付済みとなっている上、前後の期間は附加保険料を含めて納付済みとなっていることから、申立期間②の保険料が未納とされていることは不自然である。

- 2 一方、申立期間③については、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

また、申立人は、平成 3 年ごろに申立期間③の国民年金保険料を納付したとしているが、申立人の国民年金手帳の資格記録欄には、2 年 2 月から 7 年 4 月まで第 3 号被保険者であった記載が、後になって申立期間③についてのみ第 1 号被保険者へ種別の訂正がされていることが認められ、この訂正は、7 年ごろに申立人の夫の未加入期間を反映して行われたものと考えられることから、申立期間③当時においては第 3 号被保険者とされ、第 1 号被保険者として保険料を納付できなかったものとするのが自然である。

- 3 その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和 56 年 10 月から 57 年 3 月までの期間及び 59 年 11 月から 60 年 3 月までの期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和49年4月から50年3月までの期間及び58年10月から同年11月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和18年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和44年4月から48年3月まで
② 昭和49年4月から50年3月まで
③ 昭和58年10月から同年11月まで

私の国民年金については、私が会社を退職した後に父親が加入を行った。国民年金保険料については、昭和41年の結婚以降に、私が同居の義母の分と共に納付していた。

きちんと納付したはずなのに、申立期間が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間②について、申立人は過年度納付を主張しているところ、当時、申立人が過年度分の国民年金保険料について計算したと思われるメモが残されており、記載された金額は、申立期間当時の完納の保険料と一致しているとともに、直前の昭和48年度の保険料が納付済みとされており、50年度以降も納付済みであることから、申立期間②を未納のままにしておくことは不自然である。

また、申立期間③については、申立人が居住する市の記録によれば、前後の期間がともに昭和59年3月に納付されていることが確認でき、以後60歳に到達するまで、保険料の未納はないことから、申立内容に特段不合理な点は認められない。

2 一方、申立期間①について、申立人は国民年金保険料を納付したとしているところ、当初は現年度納付をしていた旨の主張が後に特例納付をした

旨の主張に変わっており、納付時期や金額など、申立人の特例納付に関する記憶が定かではなく、申立期間①における保険料の具体的納付状況が不明である。

また、申立人が申立期間①の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに申立期間①の国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

- 3 その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和49年4月から50年3月まで及び58年10月から同年11月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和55年1月から56年11月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和20年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和55年1月から56年12月まで

私は、昭和54年12月に会社を退社した際、社会保険関係事務を担当していた年配の社員から、「厚生年金保険が切れるから国民年金に入りなさい。」と勧められたので、市役所で厚生年金保険から国民年金への切替手続を行った。申立期間の国民年金保険料については、私が送られてきた納付書を使用して妻の保険料と一緒に市役所の窓口で納付したはずであり、申立期間が未加入で保険料を納付していないとされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和54年12月に会社を退社した際に同社の社員から国民年金に加入するよう勧められたことから、市役所で加入手続を行った後、送付されてきた納付書を使用して市役所の窓口で保険料を納付したと主張しているところ、その保険料の納付方法は申立期間当時の実際の納付方法与合致していることが確認できることから、申立内容に特段不合理な点は認められない。

また、申立期間に近接する昭和48年4月から52年5月までの期間の国民年金保険料の納付記録は、社会保険庁のオンライン記録によると納付済期間とされていることが確認できるが、特殊台帳には該当記録がないことから、申立期間についても当時における行政側の記録管理が適切に行われていなかった可能性がある。

さらに、夫婦二人分の保険料を一緒に納付していたとする申立人の妻の保険料が納付済みとなっていることが確認できることから、申立人のみ保険料が未納とされているのは不自然である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

しかしながら、申立期間のうち、昭和 56 年 12 月については厚生年金保険被保険者期間であり、国民年金保険料が還付された記録はないものの、国民年金被保険者期間となり得るべき期間でないことが明らかであることから、この期間の記録訂正を行うことはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 43 年 5 月から 44 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 23 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 43 年 5 月から 44 年 3 月まで

私は、20 歳になってしばらくしたころ、区役所の出張所で国民年金の加入手続を行った。国民年金保険料については、加入手続を行った直後に、20 歳になった時までさかのぼってまとめて未納がないように私が郵便局で納付したにもかかわらず、申立期間の保険料が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間は 1 回、かつ 11 か月と短期間であるとともに、申立人は、申立期間を除き、国民年金保険料をすべて納付しており、結婚後も任意加入するなど、保険料の納付意欲は高かったものと認められる。

また、申立人は、申立期間の国民年金保険料について、加入手続した直後に、20 歳になった時までさかのぼってまとめて郵便局で納付したと主張しているところ、申立期間の保険料は加入手続を行った時点で過年度納付が可能であったとともに、申立人が納付したとする保険料額は実際に納付した場合に必要な金額とおおむね一致していることから、申立内容に特段不合理な点は認められない。

さらに、申立期間当時、申立人と一緒に住み込みで働いていた元同僚は、「当時、申立人が区役所の出張所で国民年金の加入手続を行い、20 歳まで未納がないようにさかのぼって保険料を納付してきたと聞いた。」旨証言している。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の平成2年4月から3年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和16年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成2年4月から3年3月まで

私は、平成元年7月に会社を退職し、3年6月に別会社に再就職したが、この間について国民年金に加入していなかったため、再就職後に妻が私の国民年金の加入手続を行った。国民年金保険料については、加入手続後に年度別の納付書が送られてきたので、妻が3回に分けて納付したにもかかわらず、申立期間の保険料が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間は1回、かつ12か月と短期間である。

また、申立人の国民年金手帳記号番号は平成3年7月に払い出されており、その時点で申立期間の国民年金保険料は過年度納付により納付することが可能であった上、申立期間の前後の期間の保険料は、同年7月及び9月に納付されていることが確認できることから、途中の申立期間のみ納付しなかったとするのは不自然である。

さらに、申立人の妻が納付したとする保険料額は、申立期間の保険料額とおおむね一致している上、その妻は、「当時、夫婦二人分の保険料について、未納期間がないように3回に分けて、近くの郵便局で納付した。」旨証言している。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和41年3月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和11年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和37年7月から38年5月まで
② 昭和38年8月から39年2月まで
③ 昭和39年9月から40年4月まで
④ 昭和41年3月

私は、昭和37年7月ごろ区役所の窓口で国民年金の加入手続きを行ったと思う。国民年金保険料は主に集金人に納付していたが、納付書でまとめて納付した時もある。国民年金に加入してからは一度も未納がないはずなので申立期間の国民年金保険料が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

1 申立人が申立期間当時居住していた地域を管轄する社会保険事務所の国民年金手帳記号番号払出簿によると、申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和44年1月に払い出された記録となっているが、申立人が申立期間当時居住していた区の国民年金被保険者名簿では、41年4月から同年9月の保険料を同年7月及び8月に納付した記録となっていることから、申立人には44年1月より前にすでに国民年金手帳記号番号が払い出されていたことがうかがわれ、記録管理に不手際がみられる。

また、申立人が申立期間当時居住していた区の被保険者名簿では、国民年金資格取得日が昭和41年3月1日となっており、申立人は、申立期間④後の国民年金加入期間の国民年金保険料を完納しているとともに、厚生年金保険から国民年金への切替手続きを適切に行っていることから、申立期間④については保険料を納付していたとして、特段不合理な点はみられない。

2 一方、申立期間①、②及び③については、申立人は国民年金手帳の資格取得時期が昭和 37 年 7 月となっていることから、その時点から保険料を納付していたと思うとしているが、この資格取得時期は加入手続時期にかかわらず、強制加入期間の初めまでさかのぼって記載されることから、保険料納付の始期を特定するものではなく、前述の申立人が申立期間当時居住していた区の被保険者名簿に記載されている資格取得日は 41 年 3 月 1 日とされていること、かつ、社会保険庁の記録によると、申立期間②及び③の国民年金被保険者資格の追加が平成 17 年 11 月に、さかのぼって行われていることから、申立期間①、②及び③については、当時未加入期間とされており、国民年金の加入手続は行われていなかったと考えるのが自然である。

また、申立人が申立期間①、②及び③の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに申立期間①、②及び③の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

3 その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和 41 年 3 月の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和 62 年 10 月から平成元年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 9 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 58 年 3 月から 62 年 6 月まで
② 昭和 62 年 10 月から平成元年 3 月まで

私は、厚生年金保険の資格を喪失して、しばらくしてから社会保険事務所の窓口で国民年金の加入手続を行った。昭和 58 年に知人から「まとめて納付した方が良い。」とアドバイスを受け、その後、社会保険事務所の窓口で申立期間①のうち、昭和 58 年 3 月から 61 年 3 月までの国民年金保険料を一括して納付した。

申立期間①のうち、昭和 61 年 4 月から 62 年 6 月までの期間及び申立期間②については、私の妻が、老後の生活のために、3 か月ごとに納付書により国民年金保険料を納付していた。

私は、申立期間①のうち、昭和 58 年 3 月から 61 年 3 月までの期間が未加入とされている上、申立期間①のうち、昭和 61 年 4 月から 62 年 6 月までの期間及び申立期間②の保険料が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

1 申立人は、申立期間②当時、申立人の妻が 3 か月ごとに国民年金保険料を納付していたと主張しているところ、申立人の妻が述べる 3 か月分の保険料額は、申立期間②当時の保険料額とほぼ一致しているなど、申立内容に特段不合理な点は認められない。

また、申立人の国民年金保険料の納付記録によると、申立人は、申立人の国民年金手帳記号番号の前後の番号の任意加入者の被保険者資格取得時期から、平成元年 10 月から 11 月に加入手続を行っていることが推認され、

その時点で、保険料が納付可能な期間のうち、申立期間②の直前の最初の3か月の保険料のみ過年度納付したことが確認できる上、申立人の保険料を納付していたとする申立人の妻は、申立期間②の保険料が納付済みとなっていることを考え併せると、申立人の妻が、申立期間②の保険料を納付していたと考えるのが自然である。

2 一方、申立期間①のうち、昭和58年3月から61年3月までの期間については、申立人が、社会保険事務所の窓口で国民年金保険料を一括して納付したと主張しているが、申立人は、保険料を納付した時期及び保険料額については分からないと述べているなど、保険料の納付状況について記憶が曖昧である。

また、申立人の国民年金の被保険者資格取得時期は昭和61年4月となっていることから、前述の期間は未加入期間で、国民年金保険料を納付することができない期間である。

さらに、申立人が国民年金の加入手続を行ったとする平成元年10月から11月時点で、申立期間①のうち、昭和61年4月から62年6月までの期間は時効により保険料を納付することができない期間であり、申立人は、申立期間①から国民年金手帳記号番号の払出時期を通じて、同一区内に居住しており、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていた形跡も見当たらない。

加えて、申立期間①の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに申立期間①の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

3 その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和62年10月から平成元年3月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 42 年 4 月から 43 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 18 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 42 年 4 月から 43 年 3 月まで

私は、昭和 42 年に、区役所で国民年金の加入手続を行った。加入手続後しばらくは国民年金保険料を納付していなかったが、実家に戻った際に、今まで納付していなかった保険料をさかのぼってまとめて納付書により金融機関で納付した。その後、またしばらく保険料を納付しなかったところ、再び納付書が送られてきたので、未納がないように金融機関で納付したにもかかわらず未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間は 1 回、かつ 12 か月と短期間である。

また、申立人は、申立期間の国民年金保険料について、再度送付されてきた納付書により金融機関で納付したと主張しているところ、申立人の被保険者台帳の記録から、申立人に対して申立期間の保険料の過年度納付書が発行されていることが確認できる上、申立人が納付したとする金融機関は、当時実在しており、保険料の収納事務を行っていたことが確認できることから、申立内容に特段不合理な点は認められない。

さらに、申立期間を除く、国民年金加入期間について、国民年金保険料はすべて納付済み又は免除となっており、未納期間は存在しない上、申立人は結婚後も任意加入するなど、保険料の納付意欲は高かったものと認められる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

神奈川国民年金 事案 2374

第1 委員会の結論

申立人の昭和 52 年 2 月から 55 年 4 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 18 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 52 年 2 月から 55 年 4 月まで

夫が会社を退職して厚生年金保険ではなくなり、国民年金に加入することになったので、夫が市役所で国民健康保険と国民年金の加入手続を行ってくれた。申立期間の途中で転居しているが、転居先でも夫が国民年金の加入手続を行ってくれている。申立期間の国民年金保険料は、私が夫の分の保険料と一緒に農協や集金人に納付してきており、申立期間の途中で、保険料の月額が大幅に増額されたことを憶えている。3年間も納付しないということは考えられないため、申立期間が未加入とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の途中で、国民年金保険料の月額が大幅に増額されたと主張しているところ、保険料月額は、昭和 51 年度の 1,400 円から 52 年度には 2,200 円と約 1.5 倍に増額されていることに加え、申立人は、申立期間の途中で転居しており、申立人は、転居前の市では住所地の農協で、転居後の市では集金人に納付してきたとしているところ、転居前後の市では、いずれも申立人が主張する納付方法で保険料を納付することができたことが確認できるなど、申立内容に特段不合理な点はみられない。

また、申立期間当時、申立人の夫は、その夫の兄が経営する会社に勤務しており、保険料を納付するだけの資力があつたものと推認することができる。

さらに、国民年金保険料と一緒に納付したとする申立人の夫も申立期間について申立てを行っていたところ、平成 21 年 3 月に納付記録の訂正が必要であるとされ、既に記録の訂正も行われている。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の平成2年4月から3年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和23年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成2年4月から3年3月まで

私の夫が平成元年7月に会社を退職し、3年6月に別会社に再就職したが、私は、この間、国民年金第1号被保険者への種別変更手続きをしていなかったため、夫の再就職後に手続きを行った。国民年金保険料については、手続き後に年度別の納付書が送られてきたので、私が3回に分けて納付したにもかかわらず、申立期間の保険料が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間は1回、かつ12か月と短期間である。

また、申立人は申立人の夫の国民年金の加入手続きと同時に種別変更手続きを行ったと主張しているところ、申立人の夫の国民年金手帳記号番号は平成3年7月に払い出されていることが確認でき、申立人の種別変更手続きについても同時に行われたと推認できるが、その時点で申立期間の国民年金保険料は、過年度納付により納付することが可能であった上、申立期間の前後の期間の保険料は、同年7月及び9月に納付されていることが確認できることから、途中の申立期間のみ納付しなかったとするのは不自然である。

さらに、申立人が納付したとする保険料額は、申立期間の保険料額とおおむね一致している上、申立人の夫は、「当時、妻から夫婦二人分の保険料について、未納期間がないように3回に分けて、近くの郵便局で納付したと聞いた。」旨証言している。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社）における資格取得日に係る記録を、昭和45年4月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を、45年4月から同年6月までは3万3,000円、45年7月から同年9月までは4万5,000円、45年10月から46年7月までは4万8,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和21年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和45年4月1日から46年8月2日まで

社会保険庁の記録では、A社で昭和46年8月2日に資格を取得したことになっているが、実際には45年3月には入社しており、申立期間に継続して勤務していた。申立期間に他の職員と区別して自分が厚生年金保険の被保険者から、除外される理由は考えられないので、当該期間に被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社が保管していた人事記録、辞令控、雇用保険の加入記録、C健康保険組合の加入記録及びA社の元従業員2名の証言から、申立人が昭和45年4月1日に同社に入社し申立期間に継続して勤務していたことが認められる。

また、当該事業所のオンライン記録で申立人の申立期間前後に厚生年金保険の被保険者資格を取得した20名に照会し、回答があった9名すべてが健康保険組合と厚生年金保険の資格取得日が一致している。

さらに、申立期間より後ではあるが3年間総務を担当した元支店長経験者は「給与計算において、給与から健康保険料を控除しながら、厚生年金保険料だけを控除しないということはありませんし、会社の方針で厚生年金保険の資格取得日を健康保険より後にするということが無い。そうい

うことがあったとすれば、事務的な不手際があったのかもしれない」と証言している。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、C健康保険組合の申立人の記録から昭和45年4月から同年6月までは3万3,000円、45年7月から同年9月までは4万5,000円、45年10月から46年7月までは4万8,000円とすることが妥当である。

なお、申立期間に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は不明としているが、仮に事業主から申立人に係る被保険者資格の取得届が提出された場合には、その後、申立期間に行われるべき事業主による厚生年金保険被保険者標準報酬月額算定基礎届を提出する機会があったこととなるが、いずれの機会においても社会保険事務所が当該届出を記録しておらず、これは通常の事務処理では考え難いことから、事業主が昭和46年8月2日を厚生年金保険の資格取得日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る申立期間の保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る船員保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格取得日に係る記録を昭和20年9月27日に、資格喪失日に係る記録を23年4月23日に訂正し、申立期間の標準報酬月額については20年9月から21年8月までは120円、22年12月は1,200円、23年1月は1,600円、23年2月及び同年3月は1,800円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立期間に係る船員保険料を納付する義務を履行したか否かについては明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和4年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和20年9月27日から21年9月1日まで
② 昭和22年12月1日から23年4月23日まで

私は、平成19年7月に社会保険事務所に厚生年金保険の加入期間について照会をしたところ、A社所有のB丸に乗船していた期間の船員保険の被保険者期間が3か月であるという旨の回答をもらった。申立期間にはB丸に乗船しており、途中で下船はしていない。その時の船員手帳の写しを添付するので、申立期間を船員保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人から提出された船員手帳（昭和23年3月9日再交付）には、船舶名はB丸、船舶所有者はA社、雇入年月日は昭和20年9月27日、雇止年月日は23年4月23日と記載されていることが確認できる。

また、船員手帳（昭和20年9月25日交付）には標準報酬等級6級との記載があり、雇入れ時から船員保険の被保険者であったことが確認できる上、申立人から提出された昭和23年給与手帳（22年12月31日交付）によると、昭和23年1月から4月まで給与から船員保険料の控除がされていたことが確認できる。

さらに、昭和19年11月25日から25年10月1日まで船員保険の被保険者

記録があり、申立人が同じB丸に乗船していたとする同僚は、「申立人とは3年ないし4年間一緒に乗船していた」と証言している。

これらを総合的に判断すると、申立人が申立期間に継続してA社に勤務し、申立期間に係る船員保険料を事業主より給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額は、船員手帳の記録及び給與手帳^{きゅうよ}の記録から、昭和20年9月から21年8月までは120円、22年12月は1,200円、23年1月は1,600円、23年2月及び同年3月は1,800円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は既に解散しており、ほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日及び喪失日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情がないことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち昭和 22 年 4 月 5 日から同年 5 月 1 日までの期間について、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、当該期間における資格取得日に係る記録を昭和 22 年 4 月 5 日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を、570 円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 2 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 19 年 8 月から 20 年 5 月 30 日まで
② 昭和 22 年 4 月 5 日から同年 5 月 1 日まで

申立期間①について、社会保険事務所に行き A 社の厚生年金保険の加入期間の確認をした結果、加入期間に相違がある。

申立期間②について、社会保険事務所に行き B 社の厚生年金保険の加入期間の確認をした結果、昭和 22 年 4 月 5 日資格喪失、同年 5 月 1 日資格取得の回答があり、1 か月の空白期間があるので調査をしてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間②について、B 社保管の職員名簿の在職履歴及び申立人保管の 25 年勤続表彰状から判断すると、申立人は申立期間に申立てに係るグループ会社に継続して勤務し（昭和 22 年 4 月に同社食産本部から同社本社に異動）、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

一方、申立期間①について、当時の資格取得の記録が確認できる 3 名に聴取したが、申立人についての勤務実態を確認できる証言を得ることができなかった。

また、事業所に照会を行ったものの、「当時の資料は既に無い」との回答であり、申立人も厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書などの資料を所持していない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合判断すると、申立人が厚生年金保険者として、申立期間①に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を認めることができない。

申立期間②に係る標準報酬月額については、職員名簿の在職履歴から、570円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち昭和28年5月31日から同年8月1日までの期間については、事業主により厚生年金保険料を給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における厚生年金保険被保険者資格の取得日を昭和28年5月31日に、資格喪失日を同年8月1日に訂正し、当該期間の標準報酬月額を5,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和10年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和27年3月1日から同年7月1日まで
② 昭和28年5月31日から同年8月1日まで

私は、知人の紹介で昭和27年3月1日にA社(所在地B)に入社し、34年4月1日まで同社で主に配送の仕事をしていました。同社の系列でC社という会社がDにあり、たまにそこにも応援のために行き、2、3日通うことがあったが、一貫して勤務地はBであり、特に転勤や移籍をした覚えは無く、被保険者期間の途中が抜けていることは納得できないので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

同僚の証言及び申立人の詳細な記憶から、申立人が申立期間において申立てに係る関連会社に継続して勤務していたことが認められる。

また、申立期間②の直後に取締役としてA社に入社した現在の事業主は、「申立人の被保険者期間に欠落があることはおかしい。申立人は被保険者として取り扱われていたはずである」旨の証言をしている。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

一方、申立期間①については、A社及びC社が厚生年金保険の適用事業所となる以前の期間である上、同僚からも当該期間における保険料の控除に係る証

言を得ることができない。

これらを総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として申立期間①に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

また、申立期間②の標準報酬月額については、申立人の関連会社における昭和28年4月の社会保険事務所の記録から、5,000円とすることが妥当である。

なお、申立期間②に係る申立人に係る保険料の納付義務の履行については、現在の事業主2名に照会をしたところ、それぞれ、「申立てどおりの届出を行い、保険料は納付しているはずである」、「不明である」と回答している。しかし、申立期間の被保険者名簿の整理番号に欠番は無く、申立期間の被保険者名簿の整理番号に欠番が見当たらないことから、申立人に係る社会保険事務所の記録が失われたことは考えられない。また、仮に、事業主から申立人に係る被保険者資格取得届が提出された場合には、その後、被保険者資格喪失届を提出する機会があったこととなるが、いずれの機会においても社会保険事務所が当該届出を記録しておらず、これは通常の事務処理では考え難いことから、事業主から社会保険事務所への資格の得喪に係る届出は行われておらず、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る昭和28年5月から同年7月までの保険料の納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格取得日に係る記録を昭和39年7月21日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を2万4,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和15年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和39年7月21日から同年9月15日まで

私は、申立期間に異動は無く、継続してA社に勤務しており、申立期間の厚生年金保険被保険者期間が欠落しているのは納得できない。申立期間を被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の雇用保険の記録及び事業主の回答から判断すると、申立人がA社に継続して勤務し（社会保険の適用上、昭和39年7月21日にA社（整理番号B）からA社（整理番号C）に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、昭和39年9月の社会保険事務所の記録から、2万4,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としているが、申立期間に申立人と同様に厚生年金保険の適用事業所を異動した70名超の者についても、被保険者期間の欠落が見られることから、事業主が昭和39年9月15日を資格取得日として届け、その結果、社会保険事務所は申立人に係る同年7月及び同年8月の保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

事業主が社会保険事務所に届け出た標準報酬月額が申立人の主張する標準報酬月額であったと認められることから、申立人の申立期間に係る標準報酬月額を平成6年8月から7年9月までは53万円、7年10月から8年12月までは59万円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和8年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成6年8月1日から9年1月31日まで

社会保険庁の記録によると、A社に勤務した期間のうち、平成6年8月から厚生年金保険の被保険者資格を喪失した9年1月31日までの期間の標準報酬月額が、53万円（平成7年10月からは59万円）から9万2,000円に引き下げられている。

しかし、標準報酬月額が引き下げられている時期に、自分の給与額に変更は無く、厚生年金保険料も従来と同額控除されていたので、社会保険庁の記録のように引き下げられていることには納得がいかない。申立期間の標準報酬月額を適正な金額に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

社会保険庁の厚生年金保険被保険者記録において、当初、申立人の申立期間に係る標準報酬月額は平成6年8月から7年9月までは53万円、7年10月から8年12月までは59万円と記録されていたところ、A社が適用事業所に該当しなくなった日（平成9年1月31日）の後の9年4月22日付けで、遡及して9万2,000円に減額訂正されていることが確認できる。

また、申立人は、A社の商業登記簿謄本により申立期間当時は同社の取締役であったことが確認できるが、雇用保険の記録では、平成9年1月25日が離職日となっていることから、申立人は当該訂正処理が行われた同年4月22日には同社を既に退職していたものと認められ、申立人が当該訂正処理に関与していたとは考え難い。

これらを総合的に判断すると、申立人の申立期間に係る標準報酬月額について

て、有効な記録訂正があったとは認められず、申立人の申立期間に係る標準報酬月額を平成6年8月から7年9月までは53万円、7年10月から8年12月までは59万円に訂正することが必要である。

第1 委員会の結論

事業主が社会保険事務所に届け出た標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額であったと認められることから、申立期間に係る標準報酬月額を 41 万円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 22 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 3 年 8 月 1 日から 4 年 3 月 31 日まで
社会保険庁の記録では、申立期間の標準報酬月額が 30 万円となっている。
しかし、平成 3 年当時の標準報酬月額は 41 万円であり、社会保険事務所で 4 年 10 月 7 日に事務処理が行われ、3 年 8 月 1 日まで遡及^{そきゆう}して 30 万円に減額された。会社倒産後に遡及^{そきゆう}処理されているので、標準報酬月額を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

社会保険庁の厚生年金保険被保険者記録においては、当初、申立人の申立期間の標準報酬月額は申立人が主張する 41 万円と記録されていたところ、A 社が厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなった日（平成 4 年 4 月 21 日）の後の平成 4 年 10 月 7 日付けで、さかのぼって 30 万円に引き下げられているが、社会保険事務所において、このような事務処理を行う合理的な理由は見当たらない。

また、申立人が保管する雇用保険被保険者離職票に記載されている申立期間に係る賃金額は当該訂正処理前の標準報酬月額とほぼ一致する。

さらに、商業登記簿から、申立人が A 社の役員ではなかったことが確認できる上、事業主は「申立人は平成 4 年 4 月に退職した」と述べていることから、標準報酬月額の当該減額訂正処理に関与していたとは考え難い。

これらを総合的に判断すると、申立期間について有効な記録訂正があったとは認められず、申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所に当初届け出た 41 万円に訂正することが必要と認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における申立人の資格喪失日に係る記録を昭和49年3月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を6万4,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和22年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和49年2月28日から同年3月1日まで

私は、申立期間にはA社で勤務し、昭和49年3月1日からB会に勤務したため、A社の資格喪失日は同年3月1日となるはずなので、この期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録及び申立人の同僚の証言から判断すると、申立人はA社に昭和49年2月28日まで勤務し、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、昭和49年1月の社会保険事務所の記録から、6万4,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としているが、事業主が資格喪失日を昭和49年3月1日として届け出たにもかかわらず、社会保険事務所がこれを同年2月28日と誤って記録することは考え難いことから、事業主が同日を資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年2月分の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後、納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格取得日に係る記録を昭和25年8月1日とし、申立期間の標準報酬月額を8,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでない認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正11年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和25年8月1日から同年10月14日まで

昭和14年3月から62年2月までA社で継続して勤務していたが、20年8月から25年10月までの期間の厚生年金被保険者記録が抜け落ちている。社会保険事務所で調べてもらったところ、20年8月31日から25年7月31日までは、同社が社会保険の資格を全部喪失し、改めて25年8月1日に適用になったとの回答であったが、私の記録は25年10月14日から厚生年金保険被保険者の資格取得になっている。当時の同僚全員が25年8月1日から資格取得になっているので、私も同じ8月1日の資格取得が正しいはずであるので、当該期間について厚生年金被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の明確な記憶及び元同僚の証言から、申立人がA社に申立期間継続して勤務していたことが認められる。

また、申立人及び同僚から「申立期間当時、A社の社員は8名であった」旨の証言があるところ、社会保険事務所の保管する被保険者名簿から、7人が昭和25年8月1日に厚生年金保険被保険者の資格を取得していることが確認できることから、申立人を除いたすべての従業員が同日に厚生年金保険被保険者の資格を取得していることがうかがわれる。

これらを総合的に判断すると、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められる。

また、申立期間に係る標準報酬月額については、昭和25年10月の社会保険事務所の記録から、8,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が、申立人に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としているが、これを確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

事業主は、申立人が昭和29年10月1日に厚生年金保険被保険者の資格を取得し、30年2月1日に資格を喪失した旨の届出を社会保険事務所に対し行ったことが認められることから、申立人の厚生年金保険被保険者の資格取得日及び資格喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、申立期間の標準報酬月額については、1万円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正13年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和29年10月1日から30年2月1日まで

社会保険事務所に問い合わせたところ、昭和29年10月1日から30年2月1日までの間は、厚生年金保険の記録は無いとの回答があった。A社の正社員になっているはずであるから記録の訂正をしてほしい。

第3 委員会の判断の理由

社会保険事務所の保管するA社B部の厚生年金保険被保険者名簿において、申立人と同じ姓で名前が1字異なり、生年月日が2年相違している者が、昭和29年10月1日に資格取得し、30年2月1日資格喪失していることが確認できる。

また、申立人の夫は、申立期間にA社で勤務していたことが、上記被保険者名簿で確認できるところ、申立人の夫は、「申立人は名前を複数使用していた。また、2年相違した生年月日を使っていた」と証言していることから、上記の被保険者記録は、申立人の被保険者記録であると認められる。

これらを総合的に判断すると、事業主が、申立人の主張する昭和29年10月1日に厚生年金保険被保険者の資格を取得し、30年2月1日に資格を喪失した旨の届出を社会保険事務所に行ったことが認められる。

なお、申立期間の標準報酬月額については、上記被保険者名簿の記録から、1万円とすることが妥当である。

第1 委員会の結論

事業主が社会保険事務所に届け出た標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額であったと認められることから、申立人の申立期間に係る標準報酬月額を53万円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和15年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成3年12月1日から5年12月21日まで

社会保険庁の記録では、平成3年12月1日から5年12月21日までの期間について、厚生年金保険の標準報酬月額が53万円から8万円に改定されているが、申立期間当時の給与は、71万円ぐらいあった。申立期間の標準報酬月額の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

社会保険庁のオンライン記録では、申立人の申立期間における厚生年金保険の標準報酬月額は、当初、53万円と記録されていたが、申立てに係る事業所が厚生年金保険の適用事業所でなくなった日（平成5年12月21日）の後の平成5年12月22日付けで、3年12月1日にさかのぼって、53万円から8万円へ29等級引き下げられていることが確認できる上、当該事業所が厚生年金保険の適用事業所でなくなった時点で被保険者であった従業員13名のうち、申立人以外の3名についても標準報酬月額が遡及して引き下げられていることが確認できるが、社会保険事務所において、このような遡及により記録を訂正するという処理を行う合理的な理由は見当たらない。

また、申立人は、申立てに係る事業所の登記簿謄本により申立期間は当該事業所の取締役となっているが、元代表取締役は「申立人を専務取締役に就任させたが、実質的には取締役ではなく、取締役会等もなかった」と証言していることから、申立人が当該訂正処理に関与していたとは考え難い。

これらを総合的に判断すると、申立人の申立期間の標準報酬月額について、有効な記録訂正があったとは認められず、申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所に当初届け出た、53万円に訂正することが必要であると認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社本社における資格取得日に係る記録を昭和46年9月21日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を8万6,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和11年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和46年9月21日から同年10月2日まで

私は、昭和37年4月2日から平成9年3月31日に定年退職するまで、A社に継続して勤務した。社会保険庁の記録では昭和46年10月2日付けで同社B工場から同社本社に転勤した際の1か月が空白期間となっている。会社から退職するまでの期間の在職証明書を発行してもらっており、申立期間も継続して勤務していたことを認めているので、申立期間を厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の記録及び事業所提供の在職証明書の写しから判断すると、申立人はA社に継続して勤務し（昭和46年9月21日にA社B工場から同社本社へ異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、昭和46年10月の社会保険事務所の記録から、8万6,000円とすることが妥当である。

なお、申立人の保険料に係る事業主による納付義務の履行については、事業主は、不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから明らかではないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから行ったとは認められない。

神奈川県厚生年金 事案 1170

第1 委員会の結論

事業主が社会保険事務所に届け出た標準報酬月額が申立人の主張する標準報酬月額であったと認められることから、申立人の申立期間に係る標準報酬月額を平成3年10月から4年9月までは38万円、4年10月から5年7月までは41万円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和9年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成3年10月1日から5年8月31日まで

社会保険事務所の厚生年金保険被保険者記録では、平成3年10月1日から5年8月31日までの標準報酬月額が、8万円となっているが、当時の給与は30万円以上あったはずである。標準報酬月額を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

社会保険庁のオンライン記録において、申立人の申立期間における厚生年金保険の標準報酬月額は、当初、平成3年10月から4年9月までは38万円、4年10月から5年7月までは41万円と記録されていたところ、A社が厚生年金保険の適用事業所でなくなった同年8月31日以降の同年10月7日に、さかのぼって8万円に引き下げられていることが確認できるが、社会保険事務所において、このようにさかのぼって記録を訂正するという処理を行う合理的な理由は見当たらない。

また、閉鎖事項全部証明書から申立人はA社の取締役であったことが確認できるが、同僚から、「申立人は現場での作業が中心であった」との証言がある上、申立人は申立期間に雇用保険の被保険者であったところ、平成5年8月30日に資格喪失しており、当該訂正処理が行われた同年10月7日にはA社を既に退職していたものと考えられることから、申立人が当該さかのぼった訂正処理に関与していたとは考え難い。

これらを総合的に判断すると、標準報酬月額に係る有効な記録訂正があったとは認められず、申立人の申立期間に係る標準報酬月額は事業主が社会保険事務所に当初届け出た平成3年10月から4年9月までは38万円、4年10月から5年7月までは41万円に訂正することが必要と認められる。

第1 委員会の結論

事業主が社会保険事務所に届け出た標準報酬月額が申立人が主張する標準報酬月額であったと認められることから、申立人の申立期間に係る標準報酬月額を22万円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和22年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成4年1月1日から同年8月16日まで

私がA社に勤めていた平成4年1月1日から同年8月16日までの期間について、社会保険事務所の職員が自宅に来て、標準報酬月額が13万4,000円に訂正されていると説明を受けた。月給は23万円から24万円であったので、正しい標準報酬月額に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

社会保険庁のオンライン記録では、申立人の申立期間における厚生年金保険の標準報酬月額は、当初、22万円と記録されていたところ、A社が厚生年金保険の適用事業所でなくなった平成5年2月16日以降の同年12月20日にさかのぼって13万4,000円へ8等級引き下げられていることが確認できる。

また、申立人と同様に、9名の標準報酬月額についてもさかのぼった訂正処理が行われているが、社会保険事務所において、このようにさかのぼって記録を訂正するという処理を行う合理的な理由は見当たらない。

これらを総合的に判断すると、申立人の申立期間の標準報酬月額について、有効な記録訂正があったとは認められず、申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所に当初届け出た22万円に訂正することが必要であると認められる。

第1 委員会の結論

事業主が社会保険事務所に届け出た標準報酬月額が申立人が主張する標準報酬月額であったと認められることから、申立人の申立期間に係る標準報酬月額の記録を38万円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和23年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成3年1月1日から同年9月30日まで
年金受給の相談で社会保険事務所を訪問したところ、A社に勤務していた平成3年1月1日から同年9月30日までの間の標準報酬月額の記録に不自然なところがあるとの説明であった。調査して記録を訂正ほしい。

第3 委員会の判断の理由

社会保険庁のオンライン記録において、申立人の申立期間の標準報酬月額は、当初38万円と記録されていたところ、A社が適用事業所に該当しなくなった日（平成3年9月30日）の後の平成3年12月19日付けで遡及して8万円に引き下げられている上、申立人以外にも3名について、申立人と同様の訂正処理が行われていることが確認できる。

また、同僚は、「申立人は営業職であった」と証言している上、閉鎖登記簿謄本からA社の取締役でなかったことが確認できることから、申立人が当該訂正処理に関与していたとは考え難い。

これらを総合的に判断すると、当該訂正処理を行う合理的な理由は無く、標準報酬月額に係る有効な記録訂正があったとは認められず、申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所に当初届け出た、38万円に訂正することが必要であると認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、A社における申立人の被保険者記録のうち、申立期間に係る資格喪失日（昭和38年5月28日）及び資格取得日（昭和38年11月5日）の記録を取り消し、申立期間の標準報酬月額を、3万3,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正12年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和38年5月28日から同年11月5日まで
厚生年金保険の加入期間について照会したところ、申立期間について厚生年金保険の加入記録が途切れている旨の回答を社会保険事務所からもらった。
私は、昭和24年8月15日にA社に入社して以来継続して勤務しており、在職を証明する労働者名簿の写しと在籍証明書があるので、申立期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、社会保険事務所の記録では、A社において昭和24年9月1日に厚生年金保険の資格を取得し、38年5月28日に資格を喪失後、同年11月5日に同社において再度資格を取得しており、同年5月から同年10月までの申立期間の被保険者記録が無い。

しかし、人事記録、在籍証明書及び雇用保険の記録から判断すると、申立人が申立期間においてA社に継続して勤務していたことが認められる。

また、申立人と同様の期間同社で勤務した同僚が、「申立人は、申立期間においても同社に変わらずに勤務していた」旨を証言している。

さらに、申立期間において、同社では厚生年金保険の加入記録に欠落のある者はほかにいない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申

立人は、申立期間において、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立期間前後の申立人の標準報酬月額の記録から判断し、3万3,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主から申立人に係る被保険者資格の喪失届や取得届が提出されていないにもかかわらず、社会保険事務所がこれを記録することは考え難いことから、事業主が社会保険事務所の記録どおりの資格の喪失及び取得の届出を行っており、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る昭和38年5月から同年10月までの保険料の納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

事業主が社会保険事務所に届け出た標準報酬月額が申立人が主張する標準報酬月額であったと認められることから、申立人の申立期間に係る標準報酬月額の記録を50万円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和19年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成7年2月1日から8年1月1日まで

私は、平成7年12月31日までA社の代表取締役であり、B氏（故人）に事業主を引継ぎし、同年12月31日付けで退社した。その間の報酬は月額50万円であった。退社後の9年2月に7年2月から同年12月までの標準報酬月額が9万2,000円に訂正されているのはおかしいので、訂正前の記録に戻してほしい。

第3 委員会の判断の理由

社会保険庁のオンライン記録では、申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、当初、50万円と記録されていたところ、同社が厚生年金保険の適用事業所でなくなった日（平成8年10月15日）後の平成9年2月12日付けでさかのぼって9万2,000円に引き下げられていることが確認できる。

また、商業登記簿謄本から、申立人が、申立期間当時、A社の代表取締役であったことが確認できるものの、当該訂正処理が行われたのは、申立人の同社退職日から約1年1か月経過した後であることから、申立人が当該訂正処理に関与していたとは考え難い。

これらの事実、これまで収集した関連資料を総合的に判断すると、社会保険事務所において、このような処理を行う合理的な理由は無く、申立期間において標準報酬月額に係る有効な記録訂正があったとは認められず、申立人の申立期間に係る標準報酬月額は事業主が社会保険事務所に当初届け出た50万円と訂正することが必要である。

第1 委員会の結論

事業主が社会保険事務所に届け出た標準報酬月額、申立人が主張する標準報酬月額であったと認められることから、申立人の申立期間に係る標準報酬月額を47万円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和24年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成11年12月1日から12年12月1日まで

社会保険庁の記録では、平成11年12月1日から12年12月1日までの期間について、厚生年金保険の標準報酬月額が9万8,000円となっているが、申立期間の標準報酬月額は47万円であったはずであるので、正しい記録に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

社会保険庁のオンライン記録では、申立人の申立期間における厚生年金保険の標準報酬月額は、当初、47万円と記録されていた。

また、申立人より提出された給与明細書により、47万円の標準報酬月額に相当する厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

さらに、社会保険庁のオンライン記録では、申立人がA社を退職した平成12年12月1日以降の13年4月23日に、申立人の標準報酬月額が11年12月にさかのぼって9万8,000円に引き下げられていることが確認できる上、当時取締役であった3名及び社員1名も、申立人と同様に、標準報酬月額の記録がさかのぼって一律9万8,000円に引き下げられていることが確認できる。

加えて、社会保険事務所の保管する滞納処分票によると、申立期間当時、A社は社会保険料を滞納しており、そのことで社会保険事務所の職員と頻りに協議をしていることが確認できる上、事業主も「標準報酬月額をさかのぼって引き下げたことは記憶している」と証言している。

これらを総合的に判断すると、社会保険事務所において、このようなさかのぼった記録の訂正処理を行う合理的な理由は見当たらず、申立人の申立期間の

標準報酬月額について、有効な記録訂正があったとは認められないことから、申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所に当初届け出た 47 万円に訂正することが必要であると認められる。

神奈川県厚生年金 事案 1176

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B店における資格喪失日に係る記録を昭和44年10月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を6万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和20年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和44年9月15日から同年10月1日まで

年金記録を確認したところ、昭和44年9月15日から同年10月1日までの厚生年金保険の加入記録が無かった。A社B店から44年10月1日に転勤しただけであり、継続して勤務していた。申立期間の保険料控除を同社が認めているので、申立期間を被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

事業主作成の証明書及び雇用保険の記録から判断すると、申立人は、申立期間にA社に継続して勤務し（昭和44年10月1日に同社B支店から同社C支店に異動）、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、昭和44年8月の社会保険事務所の記録から、6万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主が、資格喪失日について、昭和44年10月1日として届け出るべきところを同年9月15日として届け出たと認めていることから、事業主が同日を資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年9月の保険料の納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後納付されるべき保険料に充当されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和43年2月から47年12月までの期間及び49年7月から同年8月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和23年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和43年2月から47年12月まで
② 昭和49年7月から同年8月まで

私の母親は、私が20歳のころに私の国民年金の加入手続きを行い、就職するまでの間、私の国民年金保険料を納付していた。

私は、その後、就職した後、勤務先の会社を退職した際、自分自身で国民年金の加入手続きを行い、自宅の最寄り駅の近くにある郵便局で、国民年金保険料を納付していた。

私は、申立期間①及び②の保険料が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間①について、申立人の母親が国民年金の加入手続き及び国民年金保険料の納付を行っていたと主張しているが、申立人自身は、国民年金の加入手続き及び保険料納付に直接関与しておらず、その母親からも、証言を得ることができないため、申立期間①当時の国民年金の加入状況及び保険料の納付状況が不明である。

また、申立人は、申立期間②について、厚生年金保険から国民年金への切替手続きを行い、その後、郵便局で国民年金保険料を納付していたと主張しているが、申立人は、切替手続き時の記憶が曖昧である上、納付したとする保険料額も記憶がないなど、申立期間②当時の保険料の納付状況が不明確である。

さらに、申立人は、現在所持している国民年金手帳以外に国民年金手帳を所持したことがないと述べているところ、その国民年金手帳には、国民年金被保険者の資格取得時期が平成9年5月となっていることから、申立期間①

及び②は未加入期間で、国民年金保険料を納付することができない期間である上、申立期間①及び②当時、申立人の国民年金手帳記号番号が払い出されていた事情も見当たらない。

加えて、申立期間①及び②の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間①及び②の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

神奈川国民年金 事案 2377

第1 委員会の結論

申立人の昭和48年5月から53年11月までの国民年金保険料については、納付していたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和21年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和48年5月から53年11月まで

私は、昭和48年5月に実家に戻った際に、同居することになった義姉から勧められて国民年金に任意加入した。加入手続は、自分で市役所に出向いて行ったが、国民年金手帳をいつ受け取ったか憶えていない。国民年金保険料は、加入当初から夫名義の銀行口座から引き落とす手続をとったと思うが、もしかしたら現金で納付したのかもしれない。

当時の通帳などは残っていないが、保険料は納付しており、申立期間が未加入で、保険料が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和48年5月に同居することになった義姉に勧められ、国民年金に任意加入したと主張しているところ、任意加入を勧めたとする義姉が国民年金に任意加入した時期は、53年6月であることが確認でき、申立人が任意加入したとする48年5月ごろには国民年金に加入していないことから、当時、申立人に国民年金の任意加入を勧めたとは考え難い。

また、申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和54年2月に払い出されていることが確認でき、申立人は、53年12月に国民年金に任意加入していることから、この時点で申立期間は未加入期間で、国民年金保険料を納付することができない期間であり、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる形跡も見当たらない。

さらに、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを確認できる資料（家計簿、源泉徴収票等）が無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

神奈川国民年金 事案 2378

第1 委員会の結論

申立人の昭和 42 年 8 月から 47 年 4 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 22 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 42 年 8 月から 47 年 4 月まで

私は、昭和 42 年に会社退職後、実家に戻った際に、町役場で国民年金の加入手続を行った。加入手続後の国民年金保険料については、私が自分と両親の三人分の保険料を納付書により町役場で納付していた。申立期間の保険料を一緒に納付していた両親は納付済みとされているにもかかわらず、私だけが未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和 42 年に会社退職後、町役場で国民年金の加入手続を行い国民年金保険料を納付していたと主張しているが、申立人は、当時の国民年金手帳に係わる記憶がない上、申立期間当時の保険料の納付時期や納付金額等の記憶が不明確であることから、保険料の納付状況が不明である。

また、申立人の国民年金の加入手続が行われた時期は、申立人の国民年金手帳記号番号の前後の番号の任意加入者の被保険者資格取得日から 47 年 4 月ごろと推認されるが、過年度納付等により申立期間の国民年金保険料をまとめて納付した記憶もなく、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる形跡も見当たらない。

さらに、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、預金通帳等）が無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

神奈川国民年金 事案 2379

第1 委員会の結論

申立人の昭和 43 年 1 月から 46 年 5 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 23 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 43 年 1 月から 46 年 5 月まで

私は昭和 45 年 12 月に結婚したが、それまでの期間については、母親が私の国民年金の加入手続を行い国民年金保険料を納付していたはずである。姉たちについては、母親が国民年金の加入手続を行い、結婚するまで保険料を納付していたにもかかわらず、一番下の私だけが未納とされていることに納得がいかない。

また、結婚後に転居してからは、自分で区役所に行き国民年金の加入手続を行い、国民年金保険料を納付したにもかかわらず未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

1 申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

2 申立期間のうち、昭和 43 年 1 月から 45 年 12 月までの期間について、申立人は、申立人の母親が申立人の国民年金の加入手続を行い、国民年金保険料を納付していたはずであると主張しているが、申立人は国民年金の加入手続及び保険料納付に直接関与しておらず、申立人の加入手続を行い、保険料を納付していたとする申立人の母親は既に亡くなっていることから、国民年金の加入状況及び保険料の納付状況が不明である。

また、申立人の国民年金手帳は昭和 46 年 3 月に発行されていることが確認でき、その時点では申立期間の一部は時効により国民年金保険料を納付することができない期間であり、別の国民年金手帳記号番号が払い出され

たことをうかがわせる形跡も見当たらない。

さらに、申立人は、申立人の姉たちについても申立人の母親が国民年金の加入手続を行い、結婚するまで国民年金保険料を納付していたはずであると主張しているところ、申立人の5人の姉のうち、3人については保険料が納付された形跡が認められない上、申立人は、「姉たちは、結婚する際に母親から国民年金手帳を渡されていたが、私だけは渡されなかった。」と述べていることから、申立人の母親が申立人の国民年金の加入手続を行い、保険料を納付していたとは考え難い。

- 3 申立期間のうち、昭和46年1月から同年5月までの期間について、申立人に対して同年3月に国民年金手帳が発行されていることが確認できるが、申立人は国民年金保険料の納付時期、納付金額等の記憶が不明確であることから、保険料の納付状況が不明である。

また、申立人の夫について、国民年金の加入手続が行われた時期は、国民年金手帳記号番号の前後の番号の任意加入者の被保険者資格取得日から昭和46年5月ごろと推認されるが、同年1月から同年5月までの期間の国民年金保険料については申立人と同様に未納となっている。

- 4 これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 45 年 2 月から 54 年 1 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 15 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 45 年 2 月から 54 年 1 月まで

私は、夫に勧められたので、昭和 45 年 2 月に市役所で国民年金の加入手続を行ったが、国民年金手帳は交付されなかった。

昭和 45 年 2 月及び同年 3 月の国民年金保険料はその都度納付し、その後は、1 年分をまとめて市役所で納付してきた。

昭和 50 年 7 月に転居した際に、転居先の市役所で初めて国民年金手帳が交付された。

国民年金保険料は、納付書で 1 年分をまとめて市役所で納付してきた。
申立期間が未加入とされているのは納付できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和 45 年 2 月に国民年金の加入手続を行ったものの、国民年金手帳は交付されず、50 年 7 月に転居した市で、初めて国民年金手帳が交付され、現在、所持している国民年金手帳はその際に交付されたものであると主張しているが、その国民年金手帳に記載されている国民年金手帳記号番号は、54 年 3 月に払い出されており、前後の番号の任意加入者の被保険者資格取得日から、申立人は、54 年 2 月ごろ国民年金の加入手続を行ったと推認されることから、申立内容と一致しない。

また、申立期間当初、申立人が居住していた市では、国民年金保険料を納付するには、国民年金手帳を使用しての印紙検認方式であったことから、当時、国民年金手帳を交付されなかったとする申立人の主張は不自然である。

さらに、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 55 年 2 月から同年 3 月までの期間、55 年 8 月から 56 年 3 月までの期間、57 年 4 月から 59 年 3 月までの期間、60 年 6 月から同年 9 月までの期間、平成 6 年 4 月から 7 年 5 月までの期間、8 年 6 月及び 8 年 12 月の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 12 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 55 年 2 月から同年 3 月まで
② 昭和 55 年 8 月から 56 年 3 月まで
③ 昭和 57 年 4 月から 59 年 3 月まで
④ 昭和 60 年 6 月から同年 9 月まで
⑤ 平成 6 年 4 月から 7 年 5 月まで
⑥ 平成 8 年 6 月
⑦ 平成 8 年 12 月

私は、昭和 48 年ごろ、夫の勧めがあったので、自ら国民年金の加入手続きを行った。

国民年金保険料については、私又は夫が、毎月、納付書に現金を添え、市役所、郵便局又は銀行で給料日後に納付するよう習慣づけていた。ただし、夫が出張等で不在時には 2～3 か月分をまとめて納付することや、納付書によらず現金のみで納付したこともあった。

私は、国民年金保険料の領収書を 1 年間ぐらいは保存した後、納付漏れがないかを確認した上で廃棄しているのので、保険料を未納にするはずはなく、申立期間の保険料が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、国民年金保険料について、申立人本人又はその夫が、市役所、郵便局又は銀行で、毎月又は遅延分を 2～3 か月まとめて納付したと主張しているが、各申立期間について、申立人は保険料の納付場所や納付金額等についての記憶が定かではなく、具体的な保険料の納付状況が不明である。

また、申立期間は7回に及び、特に申立期間①から④までの期間は比較的
近接しており、これだけの回数の事務処理を行政が続けて誤ることは考え難
い。

さらに、申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料
(家計簿、確定申告書等)が無く、ほかに保険料を納付していたことをうか
がわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断
すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めるこ
とはできない。

神奈川国民年金 事案 2382

第1 委員会の結論

申立人の昭和 43 年 4 月から 50 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 22 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 43 年 4 月から 50 年 3 月まで

私と同居していた母親は、私が結婚する前の昭和 43 年 4 月に私の国民年金加入手続を市役所で行い、申立期間の国民年金保険料を納付していた。私が結婚した昭和 46 年 10 月以降も母親が、私と妻の国民年金保険料を納付していた。母親は、自分の国民年金保険料だけ納付して、子供である私の保険料を納付していないはずはないので申立期間の保険料が未納とされているのは納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立人の母親が、申立人の国民年金の加入手続を行い、申立期間の国民年金保険料を納付していたと主張しているが、申立人の母親が、申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、しかも、申立人自身は、国民年金の加入手続等に直接関与しておらず、申立人の国民年金の加入手続等を行っていたとするその母親も既に他界しているため、申立期間当時の国民年金の加入状況及び保険料の納付状況は不明であり、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

また、申立人の国民年金手帳記号番号は昭和 50 年 7 月ごろに払い出されており、その時点で、申立期間の大半は時効により国民年金保険料を納付できない期間であり、申立人は、申立期間から国民年金手帳記号番号の払出時期を通じて同一市内に居住しており、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていた形跡も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 42 年 4 月から 50 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 18 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 42 年 4 月から 50 年 3 月まで

私の国民年金については、定職に就かないで実家にいた私を心配した母親が加入手続を行い、国民年金保険料を納付していた。昭和 52 年 8 月ごろ、私の就職を契機に母親と別居することになり、母親から「過去の分をいくらでも払える最後の年に未納の保険料をすべて支払ってある。就職も決まったのだから、自分で保険料を支払いなさい。」と言われて、国民年金手帳を渡された。就職した会社が厚生年金保険に加入していなかったため、就職した以降は自ら国民年金保険料を納付したにもかかわらず、申立期間の保険料が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和 52 年 8 月ごろに申立人が就職するのに先立ち、その母親が過去の未納となっていた申立人の国民年金保険料をさかのぼって全額納付できる最後の年にすべて納付したと主張しているが、申立人の国民年金手帳記号番号は 52 年 6 月に払い出されていることが確認でき、その時点では、第 2 回特例納付の実施期間を既に経過していたため申立期間の国民年金保険料を特例納付することはできなかつたとともに、申立期間の大半は時効により保険料を納付することはできなかつた期間であり、申立人に対して別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

また、申立人は、その母親が特例納付を行った具体的な時期の記憶が定かでないとしているところ、申立人の国民年金手帳記号番号が払い出された昭和 52 年以降の第 3 回特例納付の実施期間においては、申立人は国民年金保険料をさかのぼって一括納付した記憶はないことから、保険料が特例納付さ

れた可能性もないと考えられる。

さらに、申立人の母親が、申立人の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、しかも、申立人自身は保険料の納付に直接関与しておらず、その母親も既に他界しているため、納付状況は不明であり、ほかに保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 58 年 3 月から 63 年 8 月までの国民年金保険料については、納付していたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 18 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 58 年 3 月から 63 年 8 月まで

私は、会社の退職を契機に国民年金に加入した。加入手続の具体的な時期は憶えていないが、最寄りの社会保険事務所の窓口で手続を行い、その際に「年金加入の通算月数が足りないと保険料を支払っても支給されない。不足分を支払えば 60 歳ごろから年金を受け取れる。」と説明を受け、その場で計算してもらい、保険料を納付した。その時に納付した金額は 3 万円以上で、納付した際に領収証を受け取ったことを憶えているが、現在は所持していない。

申立期間が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間について、具体的な期間を特定できず、未納期間のうちの 3 万円分くらいの期間と述べるのみである上、納付したとする国民年金保険料額についても納付時期、納付場所等の記憶が不明確であることから、保険料の納付状況が不明である。

また、申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和 63 年 11 月に払い出されており、申立人は、63 年 9 月から平成元年 1 月までの期間の国民年金保険料を元年 1 月に一括納付したことが確認できるが、申立人が納付したとする保険料額は、当該期間の保険料額とおおむね一致することから、当該保険料納付と申立期間の保険料納付とを混同している可能性がうかがえる。

さらに、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

神奈川国民年金 事案 2385

第1 委員会の結論

申立人の昭和 38 年 4 月から 40 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 10 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 38 年 4 月から 40 年 3 月まで

私の元妻は、私が勤務先の会社を退職した約 1 年後に、自宅に来た区役所の職員に私の国民年金の加入手続を行ったはずである。私は、申立期間当時、特殊な技術師で従業員を雇うなど、国民年金保険料を納付するには問題はなかった。元妻が国民年金の加入手続を行っておきながら、当初の保険料を夫婦共に納付しなかったとは考え難く、申立期間の保険料が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間について、申立人の元妻が、夫婦二人分の国民年金保険料を納付していたと主張しているが、申立人自身は、保険料納付に直接関与しておらず、申立人の保険料を納付していたとするその元妻も既に他界している上、申立人は、その元妻から国民年金の加入手続を行った際の状況については話を聞いていたものの、申立期間の保険料を納付していた事実は確認したことがないと述べているなど、申立期間当時の保険料の納付状況は不明確である。

また、申立人は、申立期間について、申立人の元妻が、夫婦二人分の国民年金保険料を納付していたと主張しているが、その元妻も申立期間の保険料が未納とされている。

さらに、申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和13年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和35年12月1日から36年6月1日まで
② 昭和40年9月20日から41年10月1日まで

厚生年金保険の加入期間について照会したところ、申立期間についてA社及びB社の記録が無い旨の回答をもらったが、A社では6か月の期間工として同社に勤務しており、B社では現場監督として、引き続き同社に勤務していた。

給与明細書等、保険料控除を証明できる資料は無いが、申立期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、申立人は、A社に、6か月の期間工として期間満了まで夜間勤務していたとしているが、当時の同僚から、申立人が同社に勤務していたとする証言が得られなかったことに加え、同社が保管している健康保険・厚生年金保険被保険者資格取得及び標準報酬決定通知書、健康保険・厚生年金保険被保険者資格喪失通知書には、申立人の記載は無い。

また、社会保険事務所で保管するA社の厚生年金保険被保険者名簿の整理番号に欠番が無い上、同名簿に申立人の記録は確認できない。

さらに、申立期間に厚生年金保険料を事業主より給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料は無い。

このほか、申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

申立期間②について、社会保険庁の記録では、B社は、申立人の同社における資格喪失日と同日の昭和40年9月20日に厚生年金保険の適用事業所でなくなっており、当該期間においては、適用事業所ではない。

また、法人登記簿から、B社は、申立期間②以前の昭和40年7月25日に、株主総会の特別決議によって解散していることが確認できる。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

神奈川県厚生年金 事案1178

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和7年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和24年4月1日から27年6月30日まで

私は、社会保険庁の記録には無いが、申立期間には、A社のB店で働いていた。

1階が店舗で奥にケーキとパンの製造所、2階が社長の自宅、3階は、見習い職人の寮になっていて、当時は、私を含め3人が住み込みでいた。また、同社には工場が別のところにあり、工場が忙しい時は、手伝いに行った事もあった。申立期間を厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、A社の事業主や同僚の氏名を覚えていることから、申立人が申立期間に同社で勤務していたことは認められる。

しかしながら、申立人が当時、A社B店に勤務していたと記憶している複数の同僚は、共に同店に住み込んで働いていた見習い職人も含め、社会保険事務所の保管する同社の厚生年金保険被保険者名簿（住所地はA社工場）に氏名の記載が無い。

また、当該被保険者名簿から、申立期間当時に被保険者であった複数の者に照会を行ったところ、「工場から店には、何度か手伝いに行ったことがあるが、申立人のことは、覚えていない」と証言している。

さらに、A社は既に、厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、当時の事業主も死亡していて人事記録及び給与関係書類を確認できず、申立人も当時の給与明細書等の資料を保持していないため、申立人の申立期間における給与からの厚生年金保険料の控除は不明である。

加えて、社会保険庁のオンライン記録のほか、当該被保険者名簿を調査したところ、申立期間に被保険者資格を取得した者の中に申立人の氏名は見当たらず、健康

保険番号に欠番も無い上、社会保険庁の記録では、同社B店は、厚生年金保険の適用事業所となっていない。

このほか、申立人の保険料控除に係る記録も曖昧^{あいまい}であり、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除に係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により控除されていたことを認めることはできない。

神奈川県厚生年金 事案1179

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、労働者年金保険被保険者として労働者年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男 (死亡)
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正8年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和17年6月1日から19年10月1日まで

申立人は、昭和7年12月24日からA社に在籍し、複数の永年勤続表彰を受けており、労働者年金保険制度が施行された17年6月1日に、その資格を取得しているはずだが、社会保険庁の記録では厚生年金被保険資格取得日は19年10月1日となっており、納得できないので、再調査を依頼する。

(注) 申立ては、死亡した申立人の妻及び長男が、申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

申立人の長男が保管している申立人の当該事業所における複数の永年勤続表彰状及びB社保管の職員名簿から、申立人の申立期間に係る勤務実態は確認できる。

しかしながら、昭和17年6月施行の労働者年金保険法は、19年10月に厚生年金保険法が施行されるまでは、工場や鉱山の事業所で働く男性の肉体労働者のみを対象としているところ、申立人が申立期間において、労働者年金保険被保険者に該当する業務に従事していたことを裏付ける同僚等の証言や周辺事情は無い。

また、B社によるとA社職員名簿の作成時期は不明であるものの、同名簿の申立人の備考欄には、「輸送課」と記載されているところ、同様に「輸送課」と記載されている者4名のうち、3名の被保険者資格取得日は申立人と同日の昭和19年10月1日となっていることが確認できる。

さらに、申立人自身は既に死亡している上、申立期間に係る同僚及び上司についての証言も得られないほか、申立期間における労働者年金保険料の控除について推認できる周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が労働者年金保険被保険者として申立期間に係る労働者年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和17年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和36年4月1日から同年6月1日まで
② 昭和36年9月1日から39年9月ごろまで

私は、昭和36年4月からA社というテレビの製造販売をする会社に勤務していた。勤めてから1年ぐらいの間は社内で製造業務を行っていたが、その後、B県及びC県にそれぞれ1年間ぐらい出張し、農協など納品先のアフターサービスに当たっていた。C県に出張中に会社の倒産を知って戻ったので、少なくとも39年9月ごろまでは勤務していたと思う。勤めていた前後の期間が欠落しているので、この期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、A社での業務内容及び当時の出来事などを明確に記憶しており、複数の同僚の証言内容と一致することから、申立人が昭和36年9月1日以降も継続して同社に勤務していたことは推認できる。

しかし、A社は、昭和37年7月10日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっている。

また、申立人が厚生年金保険の被保険者資格を喪失した昭和36年9月1日には、A社の被保険者15名のうち申立人を含む9名が喪失しているところ、このうち2名から証言が得られ、うち1名は「昭和35年2月から37年5月までの28か月勤務した」としているところ厚生年金保険の加入記録は36年6月15日から同年9月1日までの3か月、他の1名は「35年6月から37年7月までの26か月勤務した」としているところ厚生年金保険の加入記録は35年6月1日から36年9月1日までの15か月となっており、本人が記憶している勤務期間と厚生年金保険の加入記録が一致していない

ことから、同社においては、勤務期間のすべてについて厚生年金保険に加入させる取扱いをしているわけではなかったことがうかがえる。

さらに、社会保険事務所が保管するA社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立期間には健康保険の整理番号に欠番が無い上、申立人は、社会保険庁の記録どおりに、厚生年金保険被保険者資格を昭和36年6月1日に取得し同年9月1日に喪失していることが確認できる。

加えて、同僚から申立人の勤務期間に係る具体的な証言が得られなかったほか、事業主及び当時の経理担当者も既に死亡しており、申立人の申立期間に係る厚生年金保険の適用及び給与からの厚生年金保険料の控除について証言が得られなかった。

また、A社は既に解散しており、人事記録等の関連資料を得ることができない上、申立人は、申立期間に係る給与明細書等の資料を保持しておらず、このほか、保険料の控除に係る事実を確認できる資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

神奈川県厚生年金 事案1181

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和9年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和32年5月3日から33年6月30日まで
社会保険事務所に年金記録を確認したところ、申立期間について厚生年金保険に加入していた事実が確認できなかった旨の回答を得た。申立期間はA社に勤務していたので、当該期間について被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

複数の同僚に照会をしたところ、「入社6か月後に厚生年金保険の加入手続が行われていた」、「健康保険のみの加入で厚生年金保険に未加入の従業員がいた」との証言があったことから、A社では、すべての従業員について、入社当初より厚生年金保険に加入させていたわけではないことがわかる。

また、A社から提出された厚生年金保険被保険者資格取得確認及び標準報酬決定通知書には、申立人の資格取得日は昭和33年7月1日と記載されており、社会保険庁の記録と一致する。

さらに、申立人は、給与明細書等の資料を所持していない上、当時の事業主及び厚生年金保険事務処理にかかわっていたとされる担当者も既に死亡しているため、保険料の控除に係る事実を聴取することもできず、事業主により給与から厚生年金保険料を控除されていたことを確認することはできない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和18年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和35年3月11日から38年5月1日まで
② 昭和39年3月1日から40年7月1日まで

社会保険事務所で年金の加入記録を照会したところ、A社及びB社に勤務していた申立期間は、脱退手当金が支給されているとの回答をもらった。

私は若いころ厚生年金保険についてよく知らなかったもので、脱退手当金についての知識は全く無く、脱退手当金を受け取った記憶は無いので申立期間について厚生年金保険被保険者期間と認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の被保険者名簿には、脱退手当金の支給を意味する「脱」の表示が記されているとともに、申立期間の脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無く、申立期間に係る厚生年金保険資格喪失日から約6か月後の昭和40年12月17日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはない。

また、申立人は、申立期間の事業所を退職後、国民年金の強制加入期間があるにもかかわらず、昭和52年まで国民年金に加入していないことから、年金制度に対する意識が高かったとは考え難いほか、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほか、脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

神奈川県厚生年金 事案1183

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和24年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和44年6月ごろから45年3月ごろまで

私は、申立期間にA社B営業所に勤務していた。その時、同じ場所で前夫と一緒に勤務していた。申立期間を厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間にA社B営業所に勤務していたことは、申立人が勤務状況について具体的に述べていること、及び同僚の証言により推認できる。

しかし、A社は「正社員であれば記録されている『厚生年金資格取得台帳』、『氏名順社員名簿』及び『社内報（新入社員は掲載）』には、申立人は見当たらない。また、正社員として入社した者は、すぐに社会保険に加入させたが、アルバイトとして入社した者は、加入させなかった。正社員であればペーパーテストを受けて入社したはずだ」と回答している。

また、A社において被保険者となっている同僚は、「A社本社において、ペーパーテストと面接を受けて正社員として入社した」と証言しているところ、申立人は、「A社B営業所の所長の面接を受けて入社した。ペーパーテストはなかった」と述べており、申立人は、同社B営業所にはアルバイトとして採用されたことがうかがえる。

さらに、申立人の申立期間に係るA社厚生年金基金の加入記録及び雇用保険の加入記録は無い。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

神奈川県厚生年金 事案1184

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和15年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和33年4月13日から36年4月1日まで

平成12年の年金裁定手続きの際にA社の記録が無い事に気付き、再三、調査依頼をしても見つからなかったのに、年金特別便から同社の記録がやっと見つかったが、昭和33年3月の1か月間しかなく、納得できない。

父も兄もA社で働いており、私の記録もあるはずなので再度調査を求める。

第3 委員会の判断の理由

A社において、申立人の資格取得日（昭和33年3月1日）を含む、昭和32年10月から34年5月までに被保険者となった者99名のうち、連絡先の判明した21名について、電話又は文書による照会を行ったが、申立人を記憶している者がおらず、申立人の申立期間に係る勤務実態を確認できる回答を得ることができない。

また、A社において申立人と同時期に入社した複数の同僚の証言から、当時の社長、所長及び経理担当者の氏名が判明したが、連絡先が不明であり、それらの者から証言を得ることは出来ない。

さらに、申立人は「私の父も兄もA社で勤務していた」と主張するところ、社会保険事務所の保管する厚生年金保険被保険者名簿の中に申立人の父と兄の氏名の記載は無い。

このほか、申立人の申立期間における勤務実態及び厚生年金保険料の控除について推認できる周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和23年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和45年8月ごろから46年11月ごろまで

私は、昭和45年8月ごろ、友人の紹介でA町のB社に自動車修理の技術を買われ転職し修理業務に就いていた。友人は、社会保障などが全部そろっていることについて念を押していた。しかし、社会保険庁の記録には厚生年金保険の加入記録が無いとの通知だった。会社があったことは間違い無く、厚生年金保険に加入していなかったと言うことは納得いかない。この期間について厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

B社が申立期間当時にA町にあったことは、商業登記簿より確認できるものの、社会保険庁のオンライン記録及び社会保険事務所が保管する事業所記号番号の払出簿により調査したが、同社が厚生年金保険の適用事業所であった記録は確認できない。

また、申立人の同社での雇用保険の記録も確認できない。

さらに、申立人の国民年金の記録によると、昭和45年9月から平成4年8月までの国民年金保険料を納付していることが確認できる。

加えて、B社の申立期間当時の事業主及び申立人を同社に紹介したとする同僚は連絡先が不明であり、同社における申立期間当時の厚生年金保険の取扱い等に関する証言は得られなかった。

また、申立期間において、事業主により給与から厚生年金保険料を控除されていたことを確認できる給与明細書等、保険料控除の事実を確認できる資料は無く、申立人の保険料控除についての記憶も曖昧である。

このほか、厚生年金保険料の控除を確認できる資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

神奈川県厚生年金 事案1186

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和16年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和32年4月1日から33年10月17日まで
中学卒業後、すぐにA社に入社し、友人の薦めでB社へ転職するまでの間、こけし塗り、その他の仕事をし、健康保険、厚生年金保険料は控除されていたが、社会保険庁の記録は無いので再調査をしてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の申立期間について、複数の同僚が「申立人はA社に勤務していた」と証言していることから、申立人が同社に勤務していたことが推認される。

しかし、申立人が同期入社したと主張する同僚3名も同社において厚生年金保険の被保険者となっていない。

また、A社の退職者の集まりであるC会の名簿（昭和55年6月8日作成）に記載された者のうち半数近くの者が、同社において厚生年金保険の被保険者となっていないことから、同社においてすべての者が厚生年金保険に加入していたとは考え難い。

さらに、事業主は既に死亡しており、当時の厚生年金保険の取扱いについて聴取することができない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

神奈川県厚生年金 事案1187

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和9年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和29年9月1日から31年4月1日まで

社会保険事務所に厚生年金保険の加入期間について照会したところ、申立期間について加入した事実が無い旨の回答を得た。私は、昭和30年から32年までの源泉徴収票を保管しており、社会保険料も控除されているので、再調査の上、申立期間について厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

当時の複数の同僚の証言及び申立人が保管する源泉徴収票により、申立人が申立期間にA社B支店に勤務していたことが推認できる。

しかしながら、申立人の保管する源泉徴収票の社会保険料控除額を比較したところ、昭和30年の社会保険料控除額は、厚生年金保険の被保険者となっている31年及び32年の社会保険料控除額の6割にとどまっており、日雇健康保険料及び日雇雇用保険料の年間保険料を合わせた場合の保険料額に近い額となっていることから、当該控除額が厚生年金保険料を含めたものとは考え難い。

また、申立人のC健康保険組合の資格取得日は、昭和29年9月1日となっており、A社B支店における厚生年金保険の資格取得日と同日となっている。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間において、日雇契約の社員であり、厚生年金保険が適用されていなかったことが推認できる。

このほか、申立人は、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料を保持しておらず、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除に係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により控除されていたことを認めることはできない。

神奈川県厚生年金 事案1188

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和14年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成8年2月1日から11年3月まで

私の社会保険庁の厚生年金保険被保険者記録によると、A社における加入記録は、平成8年2月1日に資格を喪失したことになっている。

しかし、自分の記憶では、A社は平成11年2月1日に倒産したはずで、それまでは勤務していたので、申立期間について厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社の雇用保険の加入記録及び同社の元役員の証言により、申立人は、申立期間において同社に継続して勤務していたことが確認できる。

しかし、社会保険庁のオンライン記録において、A社は、平成8年2月1日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、同日に、申立人及び事業主を含む厚生年金保険被保険者4名全員が被保険者資格を喪失していることが確認できる。

また、A社は、平成11年2月に解散している上、当時の事業主も所在が不明であり、申立人は申立期間には一人で勤務したとしており同僚もいないことから、申立期間当時の厚生年金保険の取扱いや保険料控除に関する関連資料や証言が得られない。

さらに、申立人は、事業主により厚生年金保険料を給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等を保管しておらず、厚生年金保険料が控除されていた記憶も曖昧である。

このほか、厚生年金保険料の控除を確認できる資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

神奈川県厚生年金 事案1189

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和8年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和55年12月26日から57年6月26日まで
社会保険庁の記録では、昭和55年12月26日から57年6月26日までの期間の厚生年金保険の記録がすべて欠落している。
その期間は、A市にあったB社の調理場で刺身担当の責任者として勤務しており、厚生年金保険料も給与から控除されていたので、申立期間について被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が記憶していたB社の同僚による証言から、申立人が同社に勤務していたことは推認できる。

しかし、当時の経理担当者は「板場の人は入れ替わりが激しく、社員扱いと称していてもそれは形式上だけだった」と証言しており、他の元従業員も「調理関係者には社員でない人もいた」と証言している上、総務担当の元従業員（昭和41年から45年まで勤務）は、「社員であれば、社会保険に加入させていたはずだが、調理場や配膳の人には社員でない人も30人くらいはいた」と証言している。

また、申立人が記憶していた同僚も社会保険事務所の保管する厚生年金保険被保険者原票に氏名が見当たらない上、申立人は、B社が加入していたC健康保険組合の加入記録にも氏名が見当たらず、申立期間に係る雇用保険の加入記録も確認できない。

さらに、申立人が厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料は無い。

このほか、厚生年金保険料の控除に係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情

は無い。

これらの事実、これまで収集した関連資料及び周辺事情等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

神奈川県厚生年金 事案1190

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和11年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和28年4月15日から同年8月1日まで

厚生年金保険の加入期間について社会保険事務所に照会したところ、申立期間について加入記録が無い旨の回答を得た。申立期間は、A社B工場に勤務しており、給料から厚生年金保険料を控除されていたと思うので、厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社B工場における労働者名簿及び在籍証明書により、申立人が申立期間に同工場に勤務していたことが確認できる。

しかしながら、申立人と同じく臨時工として同期入社した同僚の厚生年金保険の資格取得日は、申立人と同日の昭和28年8月1日である上、A社B工場の厚生年金保険被保険者名簿によると、同日に申立人及び当該同僚のほか63名が資格取得していることが確認でき、同日前後に資格取得した人数と比べ、多人数となっている。

また、当該名簿から昭和28年8月1日に資格取得した複数の元従業員は、入社から数か月は試用期間であったことを証言していることから、申立期間は試用期間であったものと推認される。

さらに、A社B工場では、当時の人事や給与関係書類等を保存しておらず、申立人も給与明細書等の資料を所持していないため、申立人の申立期間における給与からの厚生年金保険料の控除は不明である。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除に係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

神奈川県厚生年金 事案1191

第1 委員会の結論

申立人の申立期間における厚生年金保険被保険者記録については、訂正する必要は認められない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和11年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成5年5月1日から7年4月26日まで

社会保険庁の記録を照会したところ、A社における厚生年金保険被保険者期間のうち、平成5年5月1日から資格喪失する7年4月26日までの標準報酬月額が同年5月8日にさかのぼって53万円から28万円に減額されていた。同社に係る平成6年度の決算報告書によると役員報酬年額は、1,044万円（月額87万円）と記録されているので申立期間の標準報酬月額を正しい記録に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

社会保険庁のオンライン記録により、当初、申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、53万円と記録されていたが、A社が、厚生年金保険の適用事業所でなくなった日（平成7年4月26日）の後の平成7年5月8日付けで、さかのぼって28万円に訂正処理が行われていることが確認できる。

しかし、商業登記簿謄本により、申立人がA社の代表取締役であったことが確認できる。

また、申立人は、「当該標準報酬月額の減額の経緯について、社会保険事務所の職員から説明は無く、減額の届出をした記憶は無い」と述べているものの、申立人は、「私は、同社の責任者として、社会保険関係の手続きを行っていた。当時、A社は経営悪化のため、保険料を滞納することがあり、度々、社会保険事務所の職員と相談していた。また、その際に、私は年金受給資格を既に満たしていたため、保険料支払いの中止を願い出た」とも述べていることから、申立人が当該さかのぼった訂正処理に関与していなかったとは考え難い。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、A社の

代表取締役である申立人が自らの標準報酬月額をさかのぼった訂正処理に関与しながら、その処理が有効なものでないと主張することは、信義則上許されず、申立人の申立期間に係る標準報酬月額の記録を訂正する必要は認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和8年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和31年10月8日から44年7月16日まで

私は、厚生年金保険の脱退の手続きをしたこともなく、一時金を受け取ったこともないのに、記録では脱退して一時金を受け取ったことになっており、どうしてこんなことになっているのか信じられない。10年余り働いた厚生年金保険が活かされていなかったことにショックを受けている。当該期間を厚生年金被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

社会保険事務所が保管するA社（現在は、B社）の厚生年金保険被保険者原票の申立人が記載されているページとその前後40ページ及び当該事業所の職歴審査照会回答票に記載されている女性のうち、申立人の厚生年金保険被保険者資格喪失日である昭和44年7月の前後2年以内に資格喪失し、脱退手当金の受給要件を満たす27名の脱退手当金の支給記録を調査したところ、16名について脱退手当金の支給記録が確認でき、そのうち12名が6か月以内に脱退手当金の支給決定がなされている上、連絡先が把握できた2名は、「退職時に事業所から脱退手当金の説明を受けた」、「事業所が手続きをしてくれて脱退手当金を受給した」と証言していることから、申立人についてもその委任に基づき事業主による代理請求がなされた可能性が高いものと考えられる。

また、申立人の厚生年金保険被保険者名簿には、脱退手当金の支給を示す「脱退」の表示が記されている上、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約5か月後の昭和44年12月22日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはうかがえない。

さらに、申立人は、申立期間の事業所を退職後、約8年間の国民年金の強制加入期間があるにもかかわらず、国民年金に加入していないことから、年金に対する意識が高かったとは考え難い上、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

神奈川県厚生年金 事案1193

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和17年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和32年4月1日から36年1月1日まで

私は、社会保険庁の「ねんきん特別便」を見て、A社に勤務した期間の記録が無いことに気が付いた。同社を退職時に厚生年金保険被保険者証を渡され「これは生きているから、次に就職する時に使うように」と言われた。脱退手当金の請求手続きはしていないし、受け取った覚えもない。申立期間の記録を訂正し、年金として受給できるようにしてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間の脱退手当金は支給額に計算上の誤りは無く、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約3か月後の昭和36年3月23日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはいかたがえない。

また、申立人の厚生年金保険被保険者期間の被保険者記号番号は、申立期間と申立期間後の被保険者期間は別の番号となっており、脱退手当金を受給したために番号が異なっているものと考えるのが自然である上、申立人の脱退手当金は昭和36年3月23日に支給決定されているが、当時は通算年金制度創設前であったことを踏まえると、申立人が脱退手当金を受給することに不自然さはいかたがえない。

さらに、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和3年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和25年7月1日から28年4月15日まで
社会保険庁からねんきん特別便を受け取ったところ、昭和25年7月1日から28年4月15日まで勤務したA財団での加入記録が漏れていたため、回答票に記入して返送したところ、当該期間は脱退手当金として支給済みであるとの回答を得た。同財団を出産のため退職したが、脱退手当金という制度があることを知らなかったし、受給した記憶も無い。

申立期間について厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の厚生年金保険被保険者台帳の「保険給付」欄には、脱退手当金を支給したことが記録されており、申立期間の脱退手当金は、資格喪失日から約3か月後の昭和28年7月28日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはない。

また、当時は通算年金制度創設前である上、当時の受給要件では婚姻又は分娩のため被保険者資格を喪失した場合に脱退手当金が支給されることになっており、出産のため退職した申立人が脱退手当金を受給することに不自然さはない。

さらに、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほか、脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

神奈川県厚生年金 事案1195

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和18年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和36年4月1日から39年5月まで
昭和36年4月から39年5月まで、A社に勤務していたが、社会保険庁にはこの期間の記録が無い。申立期間について被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、A社の所在地や事業主の氏名について記憶していることから、申立人が同社に勤務していたことは、推認できる。

しかし、社会保険庁の記録を調査した結果、A社は、厚生年金保険の適用事業所としての記録が無い。

また、申立人は、申立期間のうち、昭和38年3月12日から39年5月20日までの14か月については国民年金に加入し、うち13か月の国民年金保険料を納付した記録がある。

さらに申立人が記憶する事業主について調査したものの、連絡先が判明せず、申立人は、同僚の氏名を記憶していないことから、申立人の勤務実態や保険料控除に係る証言を得ることができない。

加えて、申立人が厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料が無く、申立人から聴取しても、保険料控除に関する記憶は明確でない。

このほか、保険料の控除に係る事実を確認できる関連資料、周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることができない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男 (死亡)
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正9年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和26年10月1日から32年8月1日まで

A社の事業主として昭和25年2月から厚生年金保険に加入し、61年3月まで会社に継続して在籍(役員)していたにもかかわらず、厚生年金保険の記録が、26年10月1日から32年8月1日まで欠落しているため、関係会社の厚生年金保険の記録を含め再調査し、厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

(注) 申立ては、死亡した申立人の妻が、申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

複数の元従業員から、「申立人は、実質的な社長としてA社の経営を行っていた」との証言がある上、商業登記簿により監査役であることが確認できることから、申立人が同社に勤務していたことは推認できる。

しかし、社会保険事務所が保管しているA社の健康保険厚生年金保険被保険者名簿によると、申立人は昭和25年2月1日に厚生年金保険の被保険者資格を取得し、26年10月1日に同資格を喪失、32年8月1日に同資格の再取得していることが確認でき、被保険者名簿の記載に不自然な点は見られない。

また、申立人の息子は、申立人が関連会社で厚生年金保険に加入していた可能性があるとして述べているが、それらいずれの関連会社も申立期間以降に設立ないし厚生年金保険に新規適用しており、申立期間に厚生年金保険の適用事業所となっているのはA社のみである。

さらに、A社は申立人に係る当時の書類を保管していないとしており、当時の従業員等からも証言を得ることができず、保険料控除に係る事実を確認できる関連資

料や周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

神奈川県厚生年金 事案1197

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和12年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和62年9月16日から平成3年7月16日まで
② 平成3年12月1日から9年1月1日まで

A社では、見本としてCの店頭に並べる服を作成し、店頭営業にてお客様の型を取り、アトリエにて工業パターンを作成し、工場へ発注する仕事をしていた。残業が多く、手取りで34万円ぐらい受け取っていたように記憶している。したがって標準報酬月額が34万円というのは納得できない。

B社では、社長が生地を仕入れ、私が工業パターンを作成し工場へ発注する工程で、中高年の婦人服の量産販売の仕事をしていた。手取りが28万円と記憶している。したがって標準報酬月額が26万円というのは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間について、A社及びB社は、既に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、当時の賃金台帳や源泉徴収簿等を確認できず、申立人も当時の給与明細書等の資料を保持していないため、申立人が主張する標準報酬月額に見合う厚生年金保険料が控除されていたことを確認できる関連資料等はない。

また、申立期間①について、社会保険庁の厚生年金保険被保険者記録において、A社の申立期間中の同僚の標準報酬月額は、申立人の標準報酬月額を超えておらず同水準となっていることが確認できる。

申立期間②について、B社の元事業主は、「社員の社会保険の手続を担当していたのは自分であり、申立人の標準報酬月額については、社会保険庁の記録どおりの届出を社会保険事務所に行った」と回答している。

また、社会保険庁の被保険者記録において、同社で平成元年以降に資格取得したすべての同僚の標準報酬月額、申立人の標準報酬月額と同額になっていることが確認できる。

さらに、申立期間について、社会保険庁の被保険者記録からは、申立人の資格喪失後に標準報酬月額を遡^{そきゅう}及して訂正を行っているなどの不自然なところはみられない。

このほか、管轄社会保険事務所は申立期間に係る算定基礎届等について、保存期限の経過により廃棄済みであると回答している。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

神奈川県厚生年金 事案1198

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和3年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和48年9月30日から同年11月1日まで
② 昭和50年2月16日から同年3月19日まで

社会保険庁の記録では、申立期間についての記録が無いが、私は、両方の申立期間とも、それぞれの事業所において給与から保険料を控除されていた記憶がある。申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、申立人及び当時の同僚の証言により、申立人は申立期間についてA社に勤務していたことは認められる。

しかしながら、申立期間当時、A社が加入していたB健康保険組合によると、申立人の記録は見当たらないと回答している。

また、同僚は、「当時、A社では社会保険には、3か月の試用期間を経てから加入することになっており、自分も入社してから3か月後に社会保険に加入した」と証言しているところ、申立人自身も「準社員（見習い社員）であった」と述べていることから、申立人の申立期間は、試用期間であったことがうかがえる。

さらに、申立人は、A社に係る雇用保険の加入記録が無い。

加えて、当時の事業主及び申立人が挙げた人事部長は連絡を取ることができず、申立期間に係る厚生年金保険料の控除について関連資料や証言を得ることができない。

申立期間②について、申立人は、「E市において養鶏ようしゅんを営んでいたC事業所に勤務していた」と述べているところ、C事業所は、社会保険庁の記録では、厚生年金保険の適用事業所となっておらず、E市役所に照会したところ、「当時から同市に

において、養鵜^{ようしゅん}を営んでいたのはD社のE飼育所だけである」と回答している上、同社も同様の回答をしていることから、申立人が申立期間に勤務していたのはD社E飼育所であったものと推認できる。

しかし、D社では、「当時については、不明ではあるが、現在は、入社後1か月から2か月は見習い期間とし、その間は従業員登録もせず、社会保険にも加入させない取扱いをしている」と回答していることから、申立人の申立期間は、試用期間であったことがうかがえる。

また、申立人は、D社に係る雇用保険の加入記録が無い。

さらに、社会保険庁のオンライン記録の他、社会保険事務所の保管するD社に係る被保険者原票を確認したところ、申立人の氏名の記載は無く、欠番も見当たらない。

加えて、申立人は、当時の同僚の氏名を記憶しておらず、証言を得ることができない。

このほか、申立期間について、申立人が厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料が無く、雇用保険の加入記録も確認できない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により控除されていたことを認めることはできない。

神奈川県厚生年金 事案1199

第1 委員会の結論

申立人の申立期間について、厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和22年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成4年2月1日から5年8月31日まで

平成4年2月1日から5年8月31日までの間、事業主であった私と、ほかの取締役二人の年金記録が改ざんされていた。改ざんされた理由は、B社会保険事務所の職員が知っているはずであり、取締役の二人も申立てをするはずである。改ざんされたことをD社会保険事務所からの通知で初めて知った。調査し記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

社会保険庁のオンライン記録によると、申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、当初、53万円と記録されていたところ、A社が厚生年金保険の適用事業所でなくなった日（平成5年8月31日）の後の平成5年9月14日付けで、さかのぼって8万円に引き下げられていることが確認できる。

一方、商業登記簿謄本から、申立人は、申立期間当時、A社の代表取締役であったことが確認できる。

また、申立人は、「申立期間の標準報酬月額の減額訂正について、何も聞いていないし、知らされなかった。社会保険のことは当時の経理担当の取締役が担当していたので、私は何も知らなかった」と主張しているが、経理担当の取締役は「経営が厳しくなり、社会保険料を滞納した時、社会保険事務所の職員と相談した。申立人に対しては社会保険事務所との折衝のことはすべて報告済みである」と証言していることから、申立人が申立期間に係る訂正処理に関与していなかったとは考え難い。

これらの事情を総合的に判断すると、A社の代表取締役であった申立人が、自らの標準報酬月額のさかのぼった訂正処理に関与しながら、その処理が有効なものではないと主張することは信義則上許されず、申立人の申立期間について、厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録訂正を認めることはできない。

神奈川厚生年金 事案1200

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和2年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和25年8月1日から同年10月1日まで

申立期間当時、駐留軍基地内にあった米国駐留軍人の家々に出向き、婦人服を製作する仕事を行っていた。昭和25年に駐留軍で仕事をするようになってから、途中で仕事を辞めた記憶は無く、26年7月まで、ずっと継続して厚生年金保険に加入していたはずであるので調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

C機構が保管する申立人に係る連合軍関係常用使用人登録票によると、雇入日は昭和25年9月1日と記載されていることから、申立期間のうち、同年9月1日から同年10月1日までの期間について、A管理事務所にて在籍していたことが確認できる。

しかし、申立人には申立期間より前の昭和25年5月24日から同年8月1日までの期間について、A管理事務所に係る厚生年金保険記録があるが、当該期間に係る連合軍関係常用使用人登録票は、C機構に保管されておらず、現存する同年9月1日を雇入日とする同登録票によれば、申立期間のうち同年8月1日から同年9月1日までの期間について、申立人の同事務所における在籍を確認することはできない。

さらに、現在、A管理事務所の業務を引き継いでいるB防衛事務所は、C機構が保管する昭和25年9月1日を雇入日とする連合軍関係常用使用人登録票以外に申立人に係る関連資料は無く、申立人の厚生年金保険の資格取得日及び同資格喪失日並びに保険料控除について確認できないとしている。

加えて、A管理事務所に係る厚生年金被保険者名簿に記載されている女性のうち、

申立人と同じく昭和25年10月1日に厚生年金保険の資格を取得している18名について、同事務所に係る連合軍関係常用使用人登録票により雇入日を確認したところ、厚生年金保険の資格取得日と同事務所の雇入日が一致する者は、3名しかおらず、申立期間当時、雇入れと同時に厚生年金保険の資格を取得していたという事実は確認できなかった。

その上、A管理事務所は、昭和30年1月20日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、申立人も申立期間当時の同事務所における上司、同僚等を記憶していないなど、申立人が申立期間において事業主により給与から厚生年金保険料を控除されていた事実を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらを総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

神奈川県厚生年金 事案1201

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和9年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成4年11月30日から5年2月6日まで

私は、申立期間当時、A社からB社へ派遣され、フォークリフトの運転をしていた。当時、週払いで給料をもらっていたが、厚生年金保険料を控除されていた。申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の記録から、申立人が申立てに係る事業所に申立期間に在籍していた事実は認められる。

しかし、事業主に照会したところ、「申立期間当時の人事記録や賃金台帳等の資料は無いが、当時、3か月の試用期間を設けており、試用期間については社会保険の加入は行わなかった。申立人についても厚生年金保険の届出は行っておらず、保険料の控除も行っていない」との証言を得ており、申立人の当該事業所での在籍期間は3か月に満たないものであることから、申立期間は試用期間として取り扱われていた期間であった可能性がうかがえる。

また、社会保険庁の記録では、申立期間は国民年金の申請免除期間となっている。

さらに、申立人が厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料は無い。

このほか、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の控除をうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

神奈川県厚生年金 事案1202

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和7年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和29年10月1日から30年10月5日まで
② 昭和34年10月1日から38年1月7日まで

申立期間①は、A社に12か月、申立期間②は、B社に39か月勤め、厚生年金保険料を納付していた。その期間の厚生年金をもらえと思っていたが、年金をもらえる年齢になり、社会保険事務所に確認したら、社会保険庁の記録では脱退手当金として支払われていることになっており、年金額の計算には算入されないという回答だった。脱退手当金の請求はしていないし、受け取ったことも無いので記録を訂正し厚生年金を支給してもらいたい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間の脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無く、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約7か月後の昭和38年7月3日に支給されているなど、一連の事務処理に不自然さはない。

また、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

神奈川県厚生年金 事案1203

第1 委員会の結論

申立人の申立期間における厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録については、訂正を認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和8年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成14年4月1日から同年7月11日まで

社会保険庁の記録によると、A社に勤務した期間のうち、平成14年7月の厚生年金保険の被保険者資格喪失時から、同年4月にさかのぼって標準報酬月額が50万円から9万8,000円に引き下げられているがおかしいので、訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

社会保険庁の記録から、A社は平成14年7月11日に適用事業所でなくなっているが、申立人の申立期間に係る厚生年金保険の標準報酬月額は、同日後の同年8月22日付けで、50万円から9万8,000円に、遡^{そきゆう}及して訂正処理が行われていることが確認できる。

一方、商業登記簿謄本から、申立人がA社の代表取締役であったことが確認できる上、申立人は、「年金事務は私が行っていた。社会保険事務所から、社会保険料の滞納について連絡があったと思う」と述べていることから、申立人が当該訂正処理に関与していなかったとは考え難い。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、A社の代表取締役である申立人が自らの標準報酬月額^{そきゆう}の遡及訂正処理に関与しながら、その処理が有効なものでないと主張することは信義則上許されず、申立人の申立期間について、厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録については、訂正を認めることはできない。

神奈川県厚生年金 事案1204

第1 委員会の結論

申立人の申立期間における厚生年金保険被保険者記録については、訂正する必要は認められない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和21年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成12年7月1日から14年4月15日まで
社会保険庁の記録では、平成12年7月から14年4月に係る標準報酬月額が9万8,000円となっている。当時、自分は取締役であるが、A社の実質的な事業主であり、月々約100万円の負債を返済していたので、それに見合った給与（役員報酬）を得ていたはずである。収入に対応した標準報酬月額の訂正をしてほしい。

第3 委員会の判断の理由

社会保険事務所の厚生年金保険被保険者記録においては、当初、申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、平成12年7月1日から14年4月15日までの期間について98万円と記録していたところ、当該事業所が適用事業所に該当しなくなった日の後の同年7月5日付けで、9万8,000円に遡及^{そきゅう}して引き下げられている。

一方、商業登記簿謄本から申立人がA社の取締役であったことが確認できる上、申立人は「私が実質的な事業主であった。平成6年ごろから厚生年金保険料を滞納しており、そのことで社会保険事務所の職員と協議した」と述べていることから、厚生年金保険に係る事務について権限を有する役員として標準報酬月額の減額について同意したものとするのが自然である。

これらの事情を総合的に判断すると、A社の取締役である申立人が自らの標準報酬月額の減額処理に同意しながら、その処理が有効なものではないと主張することは信義則上許されず、申立人の申立期間について、厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録訂正を認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和9年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和27年2月6日から29年1月4日まで

私が、年金受給の手續に社会保険事務所に行った時、社会保険庁の記録には昭和29年1月4日付資格取得日がB社との記載があった。

私は、複数の厚生年金保険被保険者証を提出し、B社はA社を退職後に勤務した会社であり、A社には昭和27年2月から勤務していた旨を社会保険事務所に伝えた。その後、ねんきん特別便が自宅に届き、昭和29年1月4日資格取得の会社名がA社に訂正となっていただけで、資格取得日の訂正はなかった。

私は、昭和27年2月6日から31年6月まで日給月給での雇用形態でA社に勤務していたので、申立期間を厚生年金保険被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

同僚の証言から、申立人が申立期間においてA社に勤務していたことは推認できる。

しかし、申立人と同じ資格取得日となっている同僚のうち連絡の取れた4名から聴取したところ、入社日と厚生年金保険加入日との間には、約1年から2年の相違があることが判明し、うち2名からは「申立人と同様、日給月給での雇用形態であり、正社員ではなかったため、入社と同時に厚生年金保険には加入していなかった」との証言が得られたことから、A社では入社してもすぐには厚生年金保険に加入させていなかったことがうかがわれる。

また、上記の同僚2名は「組合活動が活発になり厚生年金保険に加入したと思う」とも述べているところ、A社の役員は「A社では昭和20年代後半に組合活動が活発になり、労働条件の整備をしたと聞いたことがある」と証言している。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除を確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間における、厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和19年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成13年8月1日から14年2月16日まで

平成9年に先代社長から引き継いだA社を14年2月15日で解散させた。2月初めに弁護士に債権債務の任意整理を依頼していたので、2月15日以降は会社の業務は一切行っていない。

また、会社が社会保険料を滞納していたことは知らないし、ましてや標準報酬月額を引き下げる話は聞いていない。社会保険事務所が勝手に行った処理であるから元の標準報酬月額に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

社会保険庁のオンライン記録では、申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、当初、62万円と記録されていたところ、A社が厚生年金保険の適用事業所でなくなった日（平成14年2月16日）の後の平成14年3月12日付けで、13年8月から14年1月までの期間が10万4,000円にさかのぼって引き下げられていることが確認できる。

一方、商業登記簿謄本から、申立人が申立期間当時、A社の代表取締役であったことが確認できる。また、申立人は「会社が社会保険料を滞納していたことや標準報酬月額を引き下げることは聞いていない」と述べているが、従業員が、「当該訂正処理が行われた日には経理担当の従業員は皆、退職していた」と述べていることから、申立人が当該訂正処理に関与していなかったとは考え難い。

これらの事情を総合的に判断すると、代表取締役である申立人が自らの標準報酬月額の減額処理に関与しながら、その処理が有効なものではないと主張することは信義則上許されず、申立人の申立期間における厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録訂正を認めることはできない。

神奈川県厚生年金 事案1207

第1 委員会の結論

申立人の申立期間における厚生年金保険被保険者記録については、訂正する必要は認められない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和9年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成3年5月1日から5年3月15日まで
社会保険庁の記録では、平成3年5月から5年2月までの標準報酬月額が8万円となっているが、申立期間当時の給与は30万円くらいあった。標準報酬月額を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

社会保険庁のオンライン記録から、申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、当初、平成3年5月から4年6月までの期間は53万円、同年7月から5年2月までの期間は30万円と記録されていたところ、A社が適用事業所でなくなった日（平成5年3月15日）後の同年5月20日に、さかのぼって8万円に引き下げられていることが確認できる。

しかし、申立人は、申立期間当時にA社の代表取締役であったことが登記簿謄本により確認できる。

また、社会保険事務を担当していた従業員は、「社会保険料を滞納したことで社会保険事務所の職員と協議した。事業主も同席していた」と述べているところ、社会保険事務所に保管されている滞納処分関連資料にも、申立人と上述の従業員が平成5年3月15日に被保険者標準報酬月額変更届及び全喪届を持って来所した旨が記載されていることから、申立人は代表取締役として自らの標準報酬月額の減額について同意したものと考えるのが自然である。

これらの事情を総合的に判断すると、代表取締役である申立人が自らの標準報酬月額の減額処理に同意しながら、その処理が有効なものではないと主張することは信義則上許されず、申立人の申立期間における、厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録訂正をする必要は認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に相当する厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和18年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和48年9月1日から54年7月8日まで

平成15年にC社会保険事務所で年金の裁定請求を行ったところ、A社B製作所における昭和40年から48年までの期間の標準報酬月額が一定の2万円と記録されていた。この期間は毎年昇給があったはずだと思い、事業所の管轄であったD社会保険事務所で確認したところその場で訂正された上、「あまり口外しないように」と言われた経緯があり不審に思っている。

昭和48年から退職までも昇給が定期的にあったはずであるし、下がっている年もあることは納得できないのでこの期間について調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社提出の人事記録により、申立人の入社から退職までの基本給及び職能給の推移が確認できるところ、同記録により確認できる申立人の賃金額は、いずれも社会保険庁の記録における標準報酬月額よりも低額である。

また、申立人は、「この期間は毎年昇給があったので、標準報酬月額に変更が無い、又は減額になるということは考え難い」旨述べているが、上述のとおり、社会保険庁に記録されている標準報酬月額は、A社の人事記録における賃金額よりもいずれの期間も高額であるところ、同社の人事担当者は、「標準報酬月額が人事記録上の賃金額よりも高額なのは、残業代が加算された結果であると思われる。また、標準報酬月額に変更が無い、若しくは減額になっているのも残業代の増減によるものと思われる」と回答している。

さらに、申立人とほぼ同時期に入社した者5名についてサンプリング調査をした結果、昭和53年10月1日から54年9月30日までの期間について、いずれも1等級か

ら3等級程度標準報酬月額が下がっていることが確認できる。

加えて、社会保険事務所が保管するA社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿の記録と事業主が保管している申立人に係る厚生年金保険被保険者資格喪失確認通知書の控えの退職時の標準報酬月額の金額も一致している。

これらの事実を総合的に判断すると、申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に相当する厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和13年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和35年1月26日から同年4月1日まで

社会保険庁の記録では、A社に勤務した昭和35年1月から同年3月までの期間が厚生年金保険被保険者となっていない。保険料控除の事実が確認できる在職中の給与明細書等は持っていないが、1週間ごとに夜勤勤務があり、その時は10円で食事することができた。申立期間当時はBの生産が中心だったが、Cが新発売されその生産にも携わったので、申立期間について被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、「短期間の勤務であったが、圧造課でアーク溶接の仕事を行っていた。当時は、1週間ごとに夜勤勤務があり、夜勤の時は会社の食堂で食事した。また、作業服が支給されたが、私たち現務員と正社員とでは帽子の質が違っていた」と申立期間当時の勤務状況等について、具体的かつ詳細に記憶していることから、申立期間当時A社に勤務していたことは推認できる。

しかし、申立期間当時、A社に勤務していた同僚6名に当時の状況を聴取したところ、資格取得日と本人の記憶している入社日には1か月から1年2か月のずれがあり、その理由について、「臨時工として入社した最初は試用期間だった」、「入社してもすぐに辞める人が多かったので、会社がしばらく様子を見ていたのでは」としていることから、同社では、臨時工については、入社から一定期間をおいて厚生年金保険の資格取得をさせていた取扱いがうかがわれる。

また、申立人は、同僚の氏名を正確に覚えていないことから、申立人の勤務実態、保険料控除に係る証言を得られない上、事業主により給与から厚生年金保険料を控

除されたことが確認できる給与明細書等の資料を所持していない。

さらに、A社の健康保険厚生年金保険被保険者名簿を確認しても、申立人の名前は無い上に、同社が作成した、同社における被保険者を記載した氏名索引リストにも申立人の名前は無い。

このほか、厚生年金保険料の控除に係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらを総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。